

第九十四回国
参議院農林水産委員会會議録第十六号

昭和五十六年六月四日(木曜日)
午前十時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

井上 吉夫君
北 修二君
坂元 親男君
鈴木 正一君
川村 清一君
中野 明君
岡部 三郎君
熊谷太三郎君
下条進一郎君
鈴木 省吾君
田原 武雄君
高木 正明君
初村滝一郎君
降矢 敬雄君
三浦 八水君
宮田 輝君
坂倉 藤吾君
村沢 牧君
山田 讓君
鶴岡 洋君
中野 鉄造君
下田 京子君
田淵 哲也君
喜屋武眞榮君

農林水産大臣
農林水産大臣
農林水産政務次官
政府委員
農林水産政務次官

野呂田芳成君

農林水産大臣官房長 渡邊 五郎君
農林水産大臣官房審議官 矢崎 市朗君
農林水産大臣官房審議官 高畑 三夫君
農林水産省経済局長 松浦 昭君
農林水産省農蚕園芸局長 二瓶 博君
農林水産技術会議事務局長 川嶋 良一君
食糧庁長官 松本 作衛君
食糧庁次長 石川 弘君
事務局側
常任委員会専門員 竹中 讓君
説明員
公正取引委員会事務局取引部長 波光 巖君
品表示指導課長 内田 文夫君
警察庁刑事局保安部保安課長 奥田與志清君
文部省体育局学校給食課長

本日の會議に付した案件
○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○農林年金制度の改善に関する請願(第四号外四件)
○昭和五十六年度農林年金制度改善に関する請願(第一一八号)
○学校給食用牛乳供給事業に関する請願(第一七二号)
○米の消費拡大対策強化に関する請願(第一七三号)
○漁業者老齡福祉共済制度の創設に対する助成等

に関する請願(第一八〇号)
○農業基盤整備事業の予算わくの拡大に関する請願(第一八一号)
○学校給食用牛乳供給事業の継続実施と拡大に関する請願(第一八二号)
○農業改良普及事業の縮減反対に関する請願(第一八三号)
○さけ・ます増殖事業の拡充強化に関する請願(第一八四号)
○水田利用再編第二期対策における飼料穀物等の制度改善に関する請願(第二三四号)
○蚕糸業の振興に関する請願(第五八三号外一件)
○飼料用稲を転作作物の対象に加えること等に関する請願(第七二四号)
○食糧制度の堅持・健全化に関する請願(第一七六号)
○畜産対策に関する請願(第一八一七号)
○食糧管理制度に関する請願(第一八一八号)
○昭和五十六年度畜産物政策価格並びに畜産経営の安定強化に関する請願(第一八九号)
○林業の振興と木材の国内自給体制の確立に関する請願(第一八七〇号)
○食糧制度の堅持等に関する請願(第一九四七号)
○食糧管理制度改善反対等に関する請願(第二〇五三号外三件)
○木材関連産業の不況対策に関する請願(第二一九三三号)
○畜産経営危機打開に関する請願(第二二七九号)
○食糧管理制度堅持等に関する請願(第二三六七号)
○食糧管理制度充実強化に関する請願(第二四四五号外一件)
○昭和五十六年度の糸価の引上げ等に関する請願(第二四四六号外一件)
○畜産経営の安定強化に関する請願(第二四四九号外一件)

○農業災害補償法の改正に関する請願(第二五二三号)
○日ソ漁業交渉の促進等に関する請願(第二五九八号)
○日ソさけ・ます漁業交渉に関する請願(第二七一五号)
○異常豪雪による農林水産業の被害等に関する請願(第二七一七号)
○食糧管理制度改善等に関する請願(第三四六五号外二件)
○食糧管理法の一部を改正する法律案に関する請願(第三九二二六号外七件)
○継続調査要求に関する件
○委員派遣承認要求に関する件
○委員長(井上吉夫君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
食糧管理法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○坂倉藤吾君 食糧の法改正について質問をいたしますが、その前に、いま緊急事態といいますが、さきの委員会でも同僚の山田委員の方から要望がございましたように、いわゆる低温被害といいますが、そういう立場で——大変な事態が発生をしているわけでございます。きょう何か、養蚕関係について緊急の対策会議等で、二瓶局長もそれに出席をされるというふうにお聞きをしていますが、対策は順次とられておるといふふうに思いますが、少なくとも、群馬の養蚕の関係、あるいは、東北、北陸におきますいわゆる水稲あるいは麦、これらに対する被害、大変緊急に対策を要する課題ではないのかというふうに思うわけであります。これの被害救援対策について、いまどう

対処をされておられるのか、まず、それをお聞きをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 各県からの報告の集計でございますが、大体九十億ほどの被害になつておりますが、統計調査部の方の資料はいま急いで取りまとめ中でございます。これは各県からの報告でございます。特に群馬県、長野県、それから福島県等が被害が多いようでございます。特に養蚕関係の桑類、それからたばこ、それから野菜等でございます。たばこも大分ひどいと当初思ったわけでありますが、専売公社の方との連絡をとつてみますと、たばこは芽を出して、被害地でも若干の収穫は期待できるのではないか、こういうことでございます。したがって、それぞれの作目ごとの共済でどう取り扱うかといったような問題、さらには、天災融資法の条件に合致するところまでいくのかいかなのか、そういう点を早く調査をして、手はずを整えて手続をとるようになつて、このことを事務局に指示をいたしておるところでございます。

○坂倉藤吉君 いずれにいたしましても、ちょうどこれから一番重要な作物にとつての時期でしてね。その肝心の時期に被害をこうむるわけでありまして、大変な事態であると判断をするわけでありまして、ぜひ、きちんとした対策を早期に確立をしていただく。もちろん、これは現状把握が第一の課題でありますから、ぜひ、遺漏のないように取り組みをしていただくように要望を申し上げておきたいと思ひます。

○坂倉藤吉君 一つずつお尋ねをしますが、いま説明をさつとされました。そこで、米の全量を政府が買い入れる、これは義務なんですか。これは現行法の三条、四条、八条、三十二条、こういうふうな理解をするんですが、これは柱でしょうか。あるいは、私がいま米の全量を政府が買い入れる義務があると言つたのは間違ひなのか。この辺はいかがですか。

○政府委員(松本作衛君) 米の全量について政府が管理をするという考え方が基本であらうと思ひますが、現行制度のこの根幹、これは一体何を指すのか、どういう認識なのか。どうも今日までの審議内容を通じておりましてもよく理解ができないのですが、明確にひとつその根幹についての御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 根幹と基本と一口に言つて変わりはないと、同じであるという御認識でございまして、私もそのように実は思つておる次第でございます。したがって、根幹、基本とは何かということでございますが、やはり国民の基本的な食糧である米の必要量を確保をして、国民経済の安定を図るために政府が米の需給及び価格を調整をして、米の流通について必要な規制を行うこと、これが基本であるというふうに認識をいたしております。

○坂倉藤吉君 食糧法の歴史は、大正十年の四月、米穀法、これに始まりまして、昭和八年十一月に米穀統制法、それから、昭和十四年の四月に米穀配給統制法、こういう経過を踏まえて昭和十七年二月に今日のいわゆる食糧法の柱が確立をされたのであります。そのときに、当時の井野農相ですが、一月二十四日に提案理由説明が行われておると思ひます。その中で、「米麦ノ國家管理ヲ單ニ臨時應急ノ措置タルニ止ラズ、恒久的制度トシテ確立スルコトガ緊要ナルヲ信スル」主要食糧ニ関スル限り、農民が安シテ生産ニ従ヒ得ルヤウニ、生産セラレタル米麦ハ、必ズ政府ガ之ヲ買フト云フ態勢ヲ明カニして、「國民食糧ノ確保ト國民經濟ノ安定ヲ図」るものである。この提案理由の趣旨というものが、これが現行法の中の骨組みとしてきちと据えられた。したがって、いま必要量を管理をする、こういう立場の松本長官のお話ですが、それから先ほど申し上げました三条、四条、八条、三十二条等の条項から言つて、解釈にきわめて大きな隔たりが生じている、こういうふうにおもひますが、いかがですか。

○政府委員(松本作衛君) 御指摘のように、食糧法を制定いたしましたときの提案理由の中には、御指摘ありましたように、政府が必ずこれを買ひ上げるという趣旨の表現があるわけでございまして、私も、このような考え方は、この食糧法が制定された戦中戦後の食糧の不足した時代において、当然生産されたものは全量必要なものであるというもので、いわゆる全量というものと必要量というものと食の食い違ひというものは本来考えなければならないという時点における御説明であつたかと思ひますが、その後需給事情

が非常に緩和をしてまいりまして、国民の必要量とそれから生産される全量との間の食い違ひというものが出てくるような時点になりましたから、やはり必要量を管理するというような考え方に基つて食糧法の運営をいたしておるわけでございまして、その点につきましては、昭和四十四年に自主流通米制度を設けました際、または四十六年に買入れ限度数量を設けました際にも種々御議論のあつた点でございまして、その当時から、私も必要量を管理するというものを食糧法の基本と考えておるわけでございまして、○坂倉藤吉君 そうしますと、骨組みというものは、当初の情勢を踏まえて全量買入れが当時の情勢に見合つて骨組みとして必要であつたのだ、しかし、時代の流れと、その当時予測をしていなかった米の生産が大いに上がつてきた、いわゆる需給調整の關係から言つて、全量買ひ上げから全量管理に変化をせざるを得なかつた、こういうふうにおもひます。

○政府委員(松本作衛君) ただいま御指摘があつたような大筋で考えておるわけでございまして。○坂倉藤吉君 そうしますと、第一の柱というのは全量管理である。これは確認できますね。○政府委員(松本作衛君) 管理の形態はいろいろ含まれておるわけでございまして、考え方としては全量管理ということでございます。

○坂倉藤吉君 またおおいおい聞いていきますから、余分な説明してもらふ必要はないですよ。全量管理が今日の現行法の柱であるというふうに確認ができますかと、こう聞いています。

○政府委員(松本作衛君) そのとおりでございます。

○坂倉藤吉君 それから二つ目の柱は、生産者米価、それから消費者米価、それぞれを異なつたいわゆる原理で定める二重米価制、これも現行食糧法の重要な柱、いわゆる根幹である、こういうふうにおもひます。

○政府委員(松本作衛君) 生産者価格については

○坂倉藤吉君 一つずつお尋ねをしますが、いま説明をさつとされました。

○政府委員(松本作衛君) 御指摘の通りに、食糧法を制定いたしましたときの提案理由の中には、御指摘ありましたように、政府が必ずこれを買ひ上げるという趣旨の表現があるわけでございまして、私も、このような考え方は、この食糧法が制定された戦中戦後の食糧の不足した時代において、当然生産されたものは全量必要なものであるというもので、いわゆる全量というものと必要量というものと食の食い違ひというものは本来考えなければならないという時点における御説明であつたかと思ひますが、その後需給事情

が非常に緩和をしてまいりまして、国民の必要量とそれから生産される全量との間の食い違ひというものが出てくるような時点になりましたから、やはり必要量を管理するというような考え方に基つて食糧法の運営をいたしておるわけでございまして、その点につきましては、昭和四十四年に自主流通米制度を設けました際、または四十六年に買入れ限度数量を設けました際にも種々御議論のあつた点でございまして、その当時から、私も必要量を管理するというものを食糧法の基本と考えておるわけでございまして、○坂倉藤吉君 そうしますと、骨組みというものは、当初の情勢を踏まえて全量買入れが当時の情勢に見合つて骨組みとして必要であつたのだ、しかし、時代の流れと、その当時予測をしていなかった米の生産が大いに上がつてきた、いわゆる需給調整の關係から言つて、全量買ひ上げから全量管理に変化をせざるを得なかつた、こういうふうにおもひます。

○政府委員(松本作衛君) 生産者価格については

○坂倉藤吉君 一つずつお尋ねをしますが、いま説明をさつとされました。

○政府委員(松本作衛君) 御指摘の通りに、食糧法を制定いたしましたときの提案理由の中には、御指摘ありましたように、政府が必ずこれを買ひ上げるという趣旨の表現があるわけでございまして、私も、このような考え方は、この食糧法が制定された戦中戦後の食糧の不足した時代において、当然生産されたものは全量必要なものであるというもので、いわゆる全量というものと必要量というものと食の食い違ひというものは本来考えなければならないという時点における御説明であつたかと思ひますが、その後需給事情

が非常に緩和をしてまいりまして、国民の必要量とそれから生産される全量との間の食い違ひというものが出てくるような時点になりましたから、やはり必要量を管理するというような考え方に基つて食糧法の運営をいたしておるわけでございまして、その点につきましては、昭和四十四年に自主流通米制度を設けました際、または四十六年に買入れ限度数量を設けました際にも種々御議論のあつた点でございまして、その当時から、私も必要量を管理するというものを食糧法の基本と考えておるわけでございまして、○坂倉藤吉君 そうしますと、骨組みというものは、当初の情勢を踏まえて全量買入れが当時の情勢に見合つて骨組みとして必要であつたのだ、しかし、時代の流れと、その当時予測をしていなかった米の生産が大いに上がつてきた、いわゆる需給調整の關係から言つて、全量買ひ上げから全量管理に変化をせざるを得なかつた、こういうふうにおもひます。

再生産を確保することを旨とし、消費者価格については消費者の家計の安定を旨として定める。それぞれの法律の根拠に基づいて両米価を定めるという考え方でございます。

○坂倉藤吾君 米の流通を国が一元的に管理をする。これも食糧の根幹の重要な柱だというふうに確認できますか。

○政府委員(松本作衛君) そのとおりに考えております。

○坂倉藤吾君 いまのように答弁してください。二点目の問題もそうだったんですがね。それだけで十分なんです。

四点目の柱としては、米麦の輸出入を国家がこれまた一元的に管理をする、こういうふうに確認してよろしいですか。

○政府委員(松本作衛君) そのとおりに考えております。

○坂倉藤吾君 そういたしましたして、大体私が骨組みであろうと思うことについては確認ができたわけですが、そこで、先ほどもちょっと答弁の中に、出てまいりました自主流通米制度、これは、昭和四十四年度の産のものから導入が行われましたね。四十四年度の五月に、法の改正を行わないで施行令のみの改正で、私に言わせれば強行してきた、こうなるのです。それ自体私は、この現行法から精神が、先ほど言いましたように全量買い上げからいわゆる全量管理へという質的な変化でありますから、当然法について技術的に見直し、法の改正の要があるかどうか、このことが国会の場で審議される、こういう経路をやはり通じて、そうして改正を行っていくべきであつたというふうに考えるのですが、この法改正をしないで施行令だけで変化をさせている、これは、私は法の趣旨を踏みにじつてきたのではないのか、こういうふうに言わざるを得ぬのですが、これはいかがなものでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 食糧法の法律の規定におきまして、命令の定めるところにより政府が買い上げるということになっておるわけでございます。その命令の定める定め方によりまして自主

流通米という形の制度が可能であるという点につきましては、この自主流通米制度を発意いたしました際に国会でも十分御議論のあったことというふうに承知をいたしておるわけでございまして、政府といたしましては、この従来の食糧法の枠内においても自主流通米という制度が可能であるということに考えてまいった次第でございます。

○坂倉藤吾君 これは後でまた触れますけれども、たとえば減反政策、水田利用再編の問題、これらも国会では論議しています。していますが、これらに絡まって、たとえば政府の側から事前に、どうあるべきなのか、こういう投げかけというものはありませんでしたか。ちょうどいまの鈴木総理が農林大臣をやっておられました。私自身がよく記憶をしているのですが、各県の担当の局長、部長を集めて、そして資料配付をしながら、いわゆる減反、水田利用再編の方針を説明をされた。ところが、国会の方にその資料さえも配られてなくて、私が指摘をしてそして初めて資料を私どもが見せてもらう、こういう状況がございました。

同じようなことをやっているのじゃありませんか。私はこれはもう重要な、全量買い上げから名前前は全量管理と、同じ全量がついていいますけれども、管理をするということと買い上げをするというのとはこれはだれが考えましても本質的な変化です。その本質的な変化を、これを論議があつたからということでは、論議するのはあたりまえでありましてね、現実が変わるのですから。論議にならぬ方がおかしいのでありまして、ただ、意欲的にそれを政府の側が求めたのか、あるいはわれわれの側からその論議をしていったのか、ここには私は本質的な大きな違いがあると思うのです。そういうことをきちんと組まないで、そして論議がありましたからというようにしないで、施行令を、いわゆるものと動く問題を省内で論議をして、そして形の上で実施をしている。これはまさに私は権力側の横断でしかない、こういうふう

に思うわけですか。これが自主流通米制度を採用した、そうして今日まで強行してきたこの一つの問題点じゃないのか。確かに現状の需要供給の立場から言つてその制度がやむを得ないというのなら、もう少し堂々と肩ひじ張つて、今回の法改正で初めていわゆる限度数量制が法の中に明確になる、そして自主流通米が当然そこで基本法の中に含まれてくる。今日手直しをしなければならぬ理由というのは何にもないじゃありませんか、もしそうだとするのなら。私はちょっといまの答弁というものは大変な言いぐらに無理がある、こういうふうに指摘をせざるを得ません。

さらに、生産米の政府買い入れ制限、いわゆる予約限度数量制、これも四十六年の二月、法改正を伴わないで、政府に売り渡すべき米穀に関する政令、それから食糧法施行令、この二つでもってやつてしまつておるわけですね。これは当然生産者の側からと政府とは大変大きな問題になつたと思うのです。しかし、これまたいま言いましたように、重要性を明確に政府の方から国会に提起をし、そして論議をして、そうして手続をとるのじゃなくて、問題を強行した。これも同じようなことじゃないのか、こういうふうに言わざるを得ませんが、その辺はいかがなものですか。

○政府委員(松本作衛君) 予約限度数量制度を設けました四十六年当時におきましても、ただいま御指摘がありましたように、食糧法の中で説めるのかどうかという議論がされた点でございまして、政府といたしましては、先ほど申しました第三条の政府の買い入れ規定におきまして、「命令、定率、所定率」ということで、政府の措置によって限度数量を設けることが可能であるという考え方に基きまして、政府に売り渡すべき米穀に関する政令の、政令においてこの限度数量を明確にするという形で手続をとり、今日に及んでおる次第でございます。

○坂倉藤吾君 まあ政府側の答弁は、そういう見解でなければこれは強行できなかったはずですから、当然の答弁だと思ふんですね。

しかし、大臣、どうでしょう。政治家の立場からながめましても、いまの答弁を受けとめますと、大変私は権力を持っている者というのは勝手なもののだな、こういうふうにも思うのですが、それをむしろチェックをしていく役割、これが政治家であり、大臣の任務じゃないのだろうか。まあ今回の法改正の中にそれを入れるというのですから、それはそれなりの評価としまして、どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 憲法で与えられた行政権は、そこから生まれてくる果実はこれは全部国民に帰さなければならぬわけでありまして、そういう意味におきまして、法律で読める範囲内のことということで、政府が責任を持つてこれが農政の基本になり、農民のためになるといふことで実行をされてきたものと、こう考えるわけでございます。私といたしましては、やはりそういうものは議論の中から一つの方向づけをしてきちんとしておくべきであるということも、これも大事でございます。ましてや、国権の最高機関の国会において十分に論議を尽くして、そうしてその方向を確定をして、その確定された法のもとにおいて行政権限を行使をする、これがまあ最もいいことであるという御指摘は私もそのように考えます。したがって、私も政治家でありまして、農林水産大臣に就任以来、この食糧法はぜひ改正をしてその辺のところをきちんとすべきである、こういうことで今回提案を申し上げて、そして深く広く御議論をしていただいております。このことで、私はおくれればせながらその道を、先生の指摘された道を進みつつあると、こういうふうに理解をいたします。

○坂倉藤吾君 現行の制度に大きく影響を与えるような運用、改正になれば、当然これは——ところが改正というのじゃなくて、運用の中で現行とられてきたものが、それが大きく変えられてしまふ。物事にはやっぱり幅があります、これ。左端を通つて右端を通つておるものではまるっきり性格が変化をしますね。そういう運用も、あ

の意味ではいまの自主流通米制度あるいは予約限度数量制、これらはまさに私はそうだと思うのです。そうなりますと、そのように——ほかの制度でもそうなんです、それが大きく変化を与えるようなものについては、先ほどの大臣のお答えの筋から言えば、根回しをする前に当然これは国会の場で議論をする機会を農水省としては提起をしていく、こういうふうに受けとめていいでしょうか。

○国務大臣(亀岡高夫君) まあ根回しをする先とか後にかじやなくて、お互いに問題を提起しながら、各界各層の意見のあるところを落ちなくやばり吸収してまいるといふ努力、これは私は許されるべきもの、当然であると、こういうふうに考えておりますので、とにかく国会で議論をするという事は、私は大変これはもういいことでありまして、それはやらなければならぬ、こう考えております。

○坂倉藤吾君 私があえて余分なことを言いましたのは、従来からのそういう大事なものであるのは、必ずそれに反対をする意見もいろいろ出ますね。それがあつたから、大体ながめておりますと、先に手を打って実績をつくるのがきわめて上手でありまして、逆に言いますとそれが先行していきまして、肝心の議論をする段階では、もういまはそれを巻き返すという話にならぬというふうなケースの方が多いわけですね。ですから、それではやっぱり実際の議論になりません、正直申し上げて。したがって、ここで私が確認をいたしたいのは、そういう具体的な数字まで示したりなんかしながら、もうすでに指令が行き渡っているようななかっこの相談じゃなくて、私はそういうふうに変化を求める場合の大きな議論を、それを求める、国会の場に求める、こういう姿勢をぜひ貫いてもらいたいという立場で申し上げておるのです。よろしいですか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 法律の精神に基づいて政令等を政府の責任で定めて、これを実行してまいるという仕組みをとっているわけでございます。

す。そういう中におきましても、重要な問題、行政措置としての重要な問題をやる場合においても、やはりできるだけ多くの意向を吸収をして、これを行政面に反映をしていくという努力は私は当然していかねばならないと、こう考えます。そういう際に、やはりこれは政党政治でございますので、そういう点、行政府としては区別をつけずに各党にも十分連絡を申し上げるという配慮を尽くすべきであるということは当然かと思ひます。

○坂倉藤吾君 やることについて全部手足をもぎ取るということでは私言っているのじやありませんから、ぜひその点は約束を守ってもらいたい。そこで次に入っていきますが、予約限度数量制、その制度を四十六年から出したために、いわゆる限度超過米、これが新たに、物は一緒であります、新たに流通の一つの流れに加わることになったと思ひます。この超過米というのは、これはもう自主流通米と違つて全く政府の買入れの対象にならない性格のものですね。ただ、自主流通米にルートとしては乗せ込んでいく、こういうことになっていこうと思うのですが、この自主流通米に乗りなかつたものというものはどうなるのでしょうか。これはどういふふうな管理の仕方になりますか。乗らないものがあるのでしょうか。

○政府委員(松本作衡君) 限度超過米につきましては、ただいま御指摘ありましたように、政府を規制の対象にして管理をしていくという考え方になつておるわけでございますが、この自主流通ルートに乗りなかつた、政府の管理の及ばないところのもの、もし出るといふと、それはいわゆる不正規米ということになるかと思ひます。

○坂倉藤吾君 いわゆるやみ米、推測でいいますと年間百万トン超すのじやないか、こういうふうには言われていますが、その出どころの大半はここにきていふのじやありませんか。

○政府委員(松本作衡君) やみ米の出どころといつたしましては、一つは生産者段階からの発生と、

流通段階からの発生とがあるかと思ひますが、生産者段階での発生の中には、農家が要とする保有米以上のものが豊作等によつて超過米として生産される、そのものがやみに流れるというふうなものも含まれることはあろうかと考えております。

○坂倉藤吾君 結局、政府の買入れ米、それから自主流通米、これは限度数量の中に含まれる。で、実際には供給計画、基本計画の中で出されてくる数字以上に、天候がよく農家の方々の努力が実つて増産になる。増産になつたものは保有米、あるいは保有米に加わらない部分はいわゆる超過米、こうなるのです。そうすると、その超過米というのは、それは農家がルートに乗せなければ、買入れ業者の手に渡らなければそれはやっぱり残つていくわけですから、それは当然農家であるか、流通ルートであるかは別として、やみ米の一番大きな原因じやありませんか。違いますか。

○政府委員(松本作衡君) 農家の手元に残つたものがやみ米の原因になるという可能性は十分あるというふうには思つております。

○坂倉藤吾君 過日の審議の中で、その超過米の問題に対して、自主流通ルートには乗せられなくても自主流通米に対する助成と同様な助成は一切しない、こういうふうな態度表明をされたというふうには聞いておるのですが、間違いありませんか。

○政府委員(松本作衡君) そのとおりに考えております。

○坂倉藤吾君 四十七年度の超過米、これは販売促進費があります。それから四十八年度には販売促進費と流通促進奨励金、それから五十年産にはさらにこの二つに加つて特別販売奨励金、こういう助成の経過があります。五十二年産米、五十三年産米、これも助成がされてます。私は、この超過米に対して何らかの助成が行われておれば、助成は数量を把握しないことには助成がないわけですから、一つの管理の方法だと、金がついていくのですから、量を把握しないで助

成するという話にはならぬでしょう、こういうふうには思ふのです。ところが、この助成を一切打ち切ると、数量の把握も必要がなくなる、こういうことになると思ふのです。まさにこれは生産される米の全量管理の立場から言つても私は問題があると思ふのですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(松本作衡君) 超過米につきましては、需給事情によつて、特に五十年のような時期におきまして助成をしたことも事実でございますが、その後、過剰傾向の中におきましてこの助成を打ち切つておるわけでございますが、この点はやはり、超過米はいわゆる必要とする数量を超えるものでございまして、農家にとりまして、いわゆる超過して生産される余分の収入になる部分でもございまして、この限度内とそれから超過部分とを区別するというたてまえからいたしまして、限度内と同様の取り扱いをする、助成をするという事は困難であらうかと考えておるわけでございますが、ただいま御指摘のように、この把握につきましては、今後とも、農家の生産量をできるだけ把握していくというふうに努めていくとともに、こういった超過米についての集荷体制の万全を期するようにいたしまして、できるだけ農家の売り渡し可能なものを全量集荷をしていくというふうな体制をつくり上げていきたいというふうには考えております。

○坂倉藤吾君 どうも答弁に私は無理があると思ひますし、その前にやはりきちつとしておかなきゃならぬのは、これは制度運用上の非常に重要なポイントだと思ひます。今日のたとえれば助成をしておる段階であつても、先ほど言いますように、やみ米は絶対ないといふ切れないわけでしょう。そういう状況の中で、今度は助成の対象にもしない、こうなりますと、明らかにこれは放棄です。量の掌握をも、ただ全量管理のたてまえでやるだけの話でありましてね。これはお話にならぬことになりませんか。私はここはきちつと、全量管理のたてまえから言えば見直すべきである。

ただ助成をしないということじゃなくて、私は管理の一つの手段としてもこの問題についてはきちっと対応策というものを考えるべきである、こういうふうに思いますが、これは大臣、政策的な立場で、これは長官の答弁じゃ無理でしょうから、大臣、ひとつお答えいただけませんか。

○国務大臣(高橋武夫) 私どもとしては、食糧制度が米作農家のやはり農政の基本であるという立場から、この制度を守ろう、守っていくためには、やはり食糧管理制度の実態というものをよく生産者の皆さんにも認識していただいて、相ともにやはり協力して守るという立場から、この超過米、これはもう天候によって、天候のいいときに出る可能性を持つておるわけでありまして、先ほど長官から答弁したような線でやっています、これを得ないという結論に立つて今回の法案を提案を申し上げておる、こういうことでございます。

○坂倉藤吉君 どうも私の質問と大臣の答弁とはびたつと発想が一致をしておりません、いまの御答弁からいきますと、まあ後でも一遍議論をしますが、私はこれはもう明らかに部分管理の問題になるのじゃないのか、こういうふうに思えてなりません。

次へ移っていきますが、農家保有米につきましてはどういうふうな管理をしておられるのでしょうか。保有米の数量の算出の根拠、それから都市の一人当たりの消費量、農村地域の一人当たりの消費量、これは相違があるのかどうか、こうした問題、それから、この消費量と保有米の数量との関係、こうしたものについてはどういうふうに計算されておるのか、ちょっと教えてくれませんか。

○政府委員(松本作衡君) 現在、政府の需給計画の中におきまして、生産量から売り渡し数量、その中には自主流通米も含んでおりますが、もちろん超過米で販売されるものも含んでおりますが、売り渡し数量を差し引きしたものを農家保有等という形で、農家が直接消費するもの、及び農家が保有米として緑故米等に利用するもの等を含ん

で考えておるわけですが、この農家消費等の数量は一時四百万トン程度を算定しておった時期がございまして、年々減少しております、最近におきましてはこれを三百二十万トンというふうに、農家消費の減少傾向にあわせて、農家消費等の数量、いわゆる保有米の数量につきましても是正を行っておりますのでございまして、その積算の基礎になります農家の消費量につきましては、農家消費動向調査等に基づいて把握をいたしておりますが、もちろん都市の消費量に比べますと農家の消費量はよけいでございますが、これは実態を見て計算をしておるということになっております。ただ、もう一方の要素といたしましては、やはり従来、集荷を努めていたしまして、集荷のできる範囲というものがございまして、その集荷の範囲にどうしても乗ってこないものにつきましまして、これを保有米という形で計算をしておるという実態もあるわけでございます。

○坂倉藤吉君 優等生メモを読み上げてもらっても私は余りありがたないのですがね。したがって、私はいま言いましたように、年間農家保有等、等という文字を含めて、緑故米、贈答米を含めたもの、これが三百二十万トン、それはそれで結構ですが、問題は、算出の基礎というものが一体どうなっているのか。ここは私はやっぱり科学的にきちっと押さえるべきだろう。いま余っているから保有米を多くしておいてというふうな感覚じゃまずいだろう。そこにはきちっとした算出根拠というものを明らかにしまして、そういう立場から農家保有米はこうなんだと、もう少し的確にやれませんか。

それはなぜかといいますが、先ほど言いますように、今回、特にやみ米の問題が法改正によって堂々とまかり通っていくのではないのかという心配があるわけですね。その心配に対して皆さんは、やみ米は絶対許さないと、こう言っている。言っているけれども、やろうとしていることは結果的にやみ米を増加させるといふことにながるのではないだろうか。その期待にこたえる

ためにも、農家保有米というものはこうなんです、したがって、純然たる超過米に該当するものはこうなんですというところが説明できないければおかしいと思えます。同時に、そういう意味合いで都市と農村の関係については一人当たりの消費数量というのはいくらもなっているのか、こう聞いているわけですから、都市の場合の一人当たりは一体どうなのか、農村の一人当たりは一体どうなのか、この数量の違いというものはわれわれが判断をしてみても果たして妥当なのかどうか。そこまで点検ができなければこれは管理のうちに入らぬのじゃありませんか。

○政府委員(松本作衡君) 現在の農家の一人一年当たりの消費量といたしましては、五十四年度におきまして百一十一・五キロというふうに考えておりますし、また非農家世帯の一人一年当たりの消費量は四十五・九キロというふうに考えておりますが、この四十五・九キロの中には外食は含まれない形でございます。

○坂倉藤吉君 その数字が妥当であるかどうかということは私はここで議論しませんが、少なくとも都市の倍以上という数字というのは最近の傾向から言って問題ありと、こういうふうには言わざるを得ません。窮屈にしろというふうには私は言うわけじゃないのですが、それが適正なものになるようにも検討を必要とするのじゃありませんかと。そういうことからきちっと私は全量管理に対する体制というものを建て直していきませんか、言っていることと全然異なったことになるのじゃないのかというふうに言わざるを得ません。

そこで、ずっといままでの答弁を聞いておりますと、たてまえは生産米の全量管理、こういうふうになっていきますけれども、全量というのは生産される農家保有米も含めてすべての米、こういうふうになるはずなんです、どうもその辺がちょっと問題があるのですけれども、そういうふうに理解しておいていいですか、すべてのものの。

方、先ほど申したとおり私もそう考えておるわけでございますが、農家保有米等につきましては、これを農家が保有している段階においては、いわゆる潜在的な管理が及んでおるといふことで、これは流通される段階になって具体的に規制の対象になってくるというふうに考えておるわけでございます。ただいま御指摘がありました農家の段階の生産量等につきましては、いわゆる農家の台帳のようなものを把握をいたしております、その農家がどのような生産量をしておるか、どのような販売量をしておるかというふうなことにきましては把握をいたしておりますし、今後ともこの点の把握を十分にやっつけていきたいと思います。

○坂倉藤吉君 いま長官の方で潜在的な管理と、こういう言葉が出ました。これは先般鶴岡委員の全量管理の問題の質問の場合にも、同じように潜在的な管理という言葉が出ていたわけですね。いま流通のルートに乗せるもの、その段階で直接な管理に入るのだからと、こういう趣旨ですね、いまの御答弁は。私はこの流通というのは、たとえば金がつこうとくまいと物が流れることが流通だと思っておりますが、これは理解が間違いないでしょうか。

○政府委員(松本作衡君) 具体的に物が流れることを流通と考えられます。

○坂倉藤吉君 そういたしますと、緑故米、贈答米というのはこれは流通じゃありませんか。

○政府委員(松本作衡君) それも流通の対象になると思っております。

○坂倉藤吉君 そういたしますと、緑故米、贈答米で出るときはこれはきちっとこれから数量管理を的確に行うということですか。

○政府委員(松本作衡君) 緑故米、贈答米につきましては、流通ではございまして、これを具体的な規制の対象にするかどうかということは、やはり食糧法上の運用の実態、または法目的に即して判断し得ると考えておりました、従来はこれを食糧法上規制の対象にいたしておりましたが、個人

間のいわゆる縁故米、贈答米の中で個人間の無償の移動につきましては、これを規制の対象にいたしまして、具体的にこれを全部チェックするということは困難でございますし、また一方において、大きな営業としての流通を規制することによって食糧法の目的上混乱を生ずることはないというふうな判断をいたしますので、具体的な規制の対象からはこれを外したわけでございます。

○坂倉藤吾君 そういたしますと、ますますばくは、この潜在的な管理という言葉が一体何を指すのかよく理解ができなくなるのですがね。潜在的な管理とは一体何なのですか、具体的に説明してくれませんか。

○政府委員(松本作衛君) 食糧法の今回の基本計画におきまして、総需給の見込みというふうなものを立てるわけでございますので、全体の需給についての見通しを立てるといふような意味で、生産される米については全体を把握をしていくわけでございます。それからまた、具体的な農家の段階におきまして、先ほど申しましたように、農家の生産量等についても把握をいたしていくと考えてございますが、こういった直接規制を具体的な形でしなくても、その動きについて十分に把握をしていくというものを潜在的な管理というふうに考えております。

○坂倉藤吾君 どうもよくわからぬですね。少なくとも管理というのは、その数量、動き、こうしたものが的確に、動けば動いたで、どれだけどこからどこへ動いたのかということがわかるから管理と言ふのじゃありませんか。どうもいまの説明じゃさっぱりそれはわかりませんね。どこでチェックするのですか。

○政府委員(松本作衛君) 生産者段階からの流通し得るものとしたしましては、政府が買い上げるもの、自主流通によって流通するもの、その他超過米等農林水産大臣の認めるものということになるわけでございまして、これらのものについて、それぞれ集荷業者等、流通段階の規制をすることによってこれは十分に把握ができると考えて

おります。このように、いわゆる縁故米につきましては、これを全部具体的な規制の対象にしようとしたとしても、実態として個々の生産者の無償の行為をチェックしていくということは事実上困難でありますから、考え方として、先ほど申しました全量管理の考え方の中に入らるわけでございまして、具体的な規制の適用というものを今回外したいこうというわけでございます。

○坂倉藤吾君 そういたしますと、その管理というのは名前だけであって、それは包括的に需給バランスといいますが、需給調整の机上の数字としては把握をされておる。しかし、実際に流れがどう出ようと、それについてはこれはもう対象にしない。これはもう明らかに社会的に言う管理の概念からは外れているのじゃありませんか。

○政府委員(松本作衛君) 縁故米等農家保有米につきましては、私どもはやはりそういった潜在的な管理の対象であると考えておりますが、具体的な流通規制という形での管理には、確におっしゃるようになってこないと思います。こういう意味で、私ども全量管理の考え方というのは広く考えておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 広くと言ったって、広くしますと、世の中で発生しているもの、国が権限を持っている限り全部管理ですよ。そんなものじゃないでしょうね、少なくともこの法律で言う管理というのは、無理じゃありませんか。

○政府委員(松本作衛君) やみ米の実態につきましては、生産者段階から出るもの、それから流通段階で出るものが考えられるわけでございまして、私どもやみ米として具体的に数量を把握をいたしております。

○坂倉藤吾君 現実にあることはお認めになりますか。

○政府委員(松本作衛君) あると考えております。

○坂倉藤吾君 少なくとも全量管理と言ふのな

ら、その原因がどこにあり、どれぐらいの数量がどうやって隠れて動いているか、実態を突き止めないでその管理がこれから適正に行えるという、こういう答弁になりますか。

○政府委員(松本作衛君) 不正規米につきましては、当然これを把握していくことの必要性は御指摘のとおりであるかと思いますが、現実の問題といたしまして、従来食糧制度の運用の中におきまして、こういったものを全部把握することができなかった実態にあるわけでございます。

○坂倉藤吾君 そうすると、その実態把握のための体制について、これはどうお考えになりますか。

○政府委員(松本作衛君) 従来から、食糧事務所、都道府県等を通じて、そのような不正規流通につきましての把握はいたしておるわけでございまして、必ずしも全体をつかまえるということではなくて、問題が起りました場合にこれに対応をしてきたという実態になっております。

○坂倉藤吾君 実態が把握できなければならぬ。実態が把握をされていなければならぬ。そのことを私は百も承知で質問しているのです。それは今回の法改正というものが、そういう意味合いで今日までもなかなかつかみ切れなかった、つかまなげな責任を持っておりながら、つかめなかった、こういうことでやみ米を許している。今度の改正になるとますますつかみにくくなる、ここが私が心配をしているところなんです。

○政府委員(松本作衛君) 同時に、先ほど申し上げましたように、いわゆる超過米、これについての補助も出さないので、助成もしないので、端的に言えばこれは量すらも把握する必要がない、こういうことになるのじゃありませんか。そうすれば、これは実態から言って、やみ米の野放しだというふうな私としては言わざるを得ませんがね。このところは明らかに説得をしてくれませんか。

○政府委員(松本作衛君) 今回の食糧法改正によ

りまして、集荷業者の指定制及び販売業者の許可制ということによりまして流通ルート特定いたしますとともに、この業務活動につきまして十分な指導をすることにいたしております。したがって、ただいま御指摘がありましたようないわゆる不正規米につきましても、こういった流通ルートにおいて、できるだけこのルートに乗って行くようにさせるということで把握が可能になってくるという点が一つあると考えております。

もう一点は、今回の法改正によりまして、法律全体がいわゆる守れる食糧法にするということとございまして、従来守ろうとしても守れない部分がいまあるありましたために、取り締まり等につきましても必ずしも十分でなかった点について、今後におきましては法律どおり適正に守って

というふうな考え方をいたしますので、そういう面から、やみ米を排除していくということが可能であるというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 どうもよくわからぬですがね。集荷業者、販売にかかわる業者、これはいままでだつて全部それはきちっとしていたのじゃありませんか。あったものが、今度法の中でどれだけ違うのですか。ただ許可制になったということだけの話じゃありませんか。全然変わりがありません。

それから後段のくだりは、今日までの法体系から言つて、幾つか各部門に無理があつたと、無理があつたから、取り締まるのに現行法を当てはめていくと幾つか問題が仮に出てきて、急所を当て取り締まりができないから、今回それを全部合

わしてしまふのだ、合わしてしまふから、その合わしたかつかうの中からはみ出る部分はこれは不正規だということでやりやすくなりますと、こういう話なんですがね。一体どこがそれをやるのですか。しかも、そういう体制についてあなた自信を持って整理できますよということになりますか。

私は逆にふえるのじゃなくか、こう心配しているのですよ。ふえるのではないか。そのふえ

るやつが、不正規米がわかりやすくなるというルールというのはどこにあるのですか、今回の中に。何もないじゃありませんか。もうちょっとはつきり答弁してください。

○政府委員(松本作衛君) 先ほど申しましたように、従来からそれは集荷業者、販売業者があるわけですが、従来は、法律制度上もその活動について責任を明確にするという点になっておりませんでした。今回指定制、許可制にいたしましたとともに、業務運営基準を明確にいたし、また、必要に応じて行政措置を講ずるというような形をとることにありますので、いままでも御指摘がありました、いわゆる全量集荷ということにつきましても十分な努力をしてみよう、また、それに対する指導もできるような体制が出てきたというふうなことであります。この点は、今回の食糧制度改正によってより明確になってくると考えております。

それから、やみ米の実態につきましては、今後そういうふうにする食糧法にしようという形の中で、当然国、都道府県の行政機関においても十分これを把握し、取り締まるようにするとともに、取り締まり機関に対してもこういった要請がしやすくなってくるというふうなことであります。

○坂倉藤吾君 大変私にとってはいまの答弁というのにはむなしい答弁です。余りやりとりしていてもしょうがありませんけれどもね。いままでの論議をずっとながめていきましたと、結局政府が責任を持って明確に管理の名前に値するもの、これは自主流通米と政府買入れ米、これしかない、こういうことになりましたね、はつきり申し上げて。これは私は明らかに必要量管理、全量管理ではない。必要量の管理で、全量管理とは私は質的に大きく違う、こういうふうには言わざるを得ません。なぜならば、全量集荷について努力すると、こういうふうな言っておられますが、冒頭やりとりをいたしましたように、実際には政府の買入れ米、それから自主流通米、それから限度数

量超過米、この限度数量超過米については自主流通ルートに乗せ込むことのできないものがあるわけでしょう。しかも、政府の限度数量の中では必要量が基本になって限度数量が決まるわけでしょう。本来必要量としないものが、これがいわゆる超過米なんですよ。必要量としないものをいわゆる全量集荷体制をとりますと、こう言っている方が無理なんじゃないですか。いわゆる消費に回る、需要とされるものは必要量の中に当然含まれているわけでしょう。いわゆる政府が判断を必要だと思ふものは、政府買入れ米か自主流通米か、どちらかの数字の中にきちっと――

どなかにかなくて、これを合わせたものの数字の中に必要とするものについては格づけしているわけでしょう。そうなりますと、それ以外のものを自主流通ルートに乗せようということ自体が、余っているものをそれを買入れ取れという方が本来おかしいのじゃないですか、理論的に言えば。そのところが私はきわめて問題だと。結果的に、それは必要でない部分なんだから勝手にしなさいよと、こう言っていることじゃありませんか。だからたてまえ上、いわゆる潜在管理というふうなむずかしい名前をつけて、問題はそれから逃げてしまいたい、そういうものはもう勝手にしてくださいよと、これが本音じゃありませんか。

この辺、大臣、どうなんですかね。

○国務大臣(亀岡高夫君) その点は、やはり先ほど申し上げましたように、米作農家全体を守っていくという食糧にしたいと、こういうことではありますから、しかも、不足時代には全量買上げということで来れたわけでありましたけれども、とにかく国民の、納税者の立場から見ても、もうこれ以上は要りませんよという米まで全部必要な米と同等の政策的配慮をすべきかどうかという問題じゃないかと、こう思うのです。その辺のところをきちんと結末てまいりますと、このように超過米という問題が出てくる、こういうわけでありまして、その点は、だからといって全量管理という立場でありますから、自主流通米の路線

に一応は乗せる、こういうことにすることもやむを得ない措置としてやっておる、こういうことでございまして、その辺のことはやはり生産者と政府とよく話し合いをして、そして生産調整も協力してやっていただいておりますことでもありますから、その点は私は賢明なる米作農家の皆さん方も、みづからを守ろうということでありましたために、今日までもあのような厳しい中にあるにもかかわらず、生産調整に協力をしてくださってきただけで、生産調整に協力していただくことが、米作農民が生きていく最良の道であると、私もそう信じているわけでござい

ます。これは農業でございまして、天候によってその生産に大きく影響が出てまいるわけでありまして、工業生産のように計画的にきちんきちんとして、工場の都合で仕組んでいくということとは非常に困難な面もあるという点も考えます。この線はやむを得ない措置である、こういふふうに私自身は一応納得をいたしておる次第でござい

○坂倉藤吾君 それは大臣は担当だから、割り切るところは割り切らなさいやならぬでしょうね、法案提出者なんです。それはそうなんです。しかし、理屈からいいますと、必要なもの、必要と見込まれるものは、全部政府の数量の中で押さえているわけですね。ところが、その数量以上に出てきたものについては、全量集荷とこう言

いまして、必要でないものだったら安くていいから、必要でないものというふうな話をすることしかなければ、結果的には、だか

ませんよ、どれだけ強弁されてもね。したがって、私はこれから先、まあこれは聞いたって皆さん方は腹にあって言えるものじゃないと思うのです。全量管理がたてまえですから。しかし、少なくとも次の法改正というものが、いわゆる部分管理へ、このままの流れを、推移をたどっていくとすれば部分管理にならざるを得ないということをこれは意味しているのじゃないですか。これは理論的にきわめて無理なんです。確かに天候に支配される。しかし、その天候に支配されるような収量の問題について、それを包括的に、したがってそういう状況を踏まえた上に立つて管理していくというものがこれは食糧の基本的なあり方じゃないか。あるときはかたくなにそのかたい物差しを当てる。ところが、都合のいいところは天候に左右される、そういうものですか。それと、次にお聞きをしますが、米の生産に関するいわゆる生産性向上というものは、一体どういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) これはもう生産性向上は、あらゆる努力をしてこれを高めていかなければならないということでございます。

○坂倉藤吾君 それは当然のことです。だから、狭い土地でなるべく多く収穫が上がるように、技術もあるいは努力もしなさいやならぬ、それが農家の方々に求められている問題なんです。ところが、いまの取り扱いは、いわゆる超過米、これは明らかに生産性向上を追求すれば追求するほどいわゆる超過米というものがふ

くれてくることになりはしませんか。その関係は一体どうなるのですか。そうしますと、これは余り米あるいは超過米、こういうふうなところの押しつけを生産性向上を課題にされておる農民の方々に押しつけますと、一体どういふことになり

ば、米の消費拡大というのは主要なこれまたこの制度を維持するための柱である、こういう認識に立つわけですが、米は日本人にとっての基本食糧である、こういう認識については大体内外一致をしているところだと思ふのです。基本食糧でないという人はいないと思ふのです。しかし、米飯に對するところのいわゆる米の価値、米飯の価値、ここへきますと、これはまだなかなか簡単に整理がされているというふうには私は思わないうのですが、その辺の感覚はどうなんでしょうか。

○国務大臣(高橋) 御指摘のとおり、私もそのような考えを持っております。

やはり、モンスーン地帯の日本は米が一番よく生産されるということでございます。これがまた、食品の中では最高の食品と言われておりますし、その米が生産されるにもかかわらず消費されないという、まことにこれはもう残念なことなわけでございます。これを、なぜそうなのかわかるといふ反省もしながら、その反省の上に立って、学校給食——子供のときから、知識の上においても、米は主食としてこれを大事にしていかなければ、国家としての、民族としての発展もないのだというところを、それでも文部省の小学校、中学校の指導要領の中にもその点はきちんと「農業」と「水産」と、この明記をしてあって、米の大事なことと指摘してございます。教える方はそういうふうにして教えているわけですが、体感上はどうかというところ、粉食奨励、米を食べると高血圧になるとか、いろいろなことがかつてなされたわけでございます。最近はそのうちでございます。それけれども、そういうあれが学校給食の面にあらわれまして、私どもが運動を起こす前は、もうだれも粉食奨励に疑問を持たずに、ずっと昭和二十年代、三十年の前半を行われてきた。この諸君がいま中核になって米の消費を一番拒否している、こういう状態になっておるわけでありまして、やはり、学校給食の重要さというものをここで再認識をして、国を挙げて米飯給食を奨励をしてい

く努力を傾けなければならぬということ、文部省の方にもお願いをして、やっとならば二日だけ米飯給食をやりますよというところまでいってやるわけですが、都会、大都市においてはもうほとんどそこまでする必要はないということ、その面についての学校給食の重要さの認識と、週二日以上の実施をしていかなければならないという感じを持っておるわけでありまして。

○坂倉藤吉君 お聞きをいたしました。ことを、大臣と答弁をいただきました。

いま言われておりますように、私は、日本型食糧を定着させるためには、子供の教育の段階から非常に大きな影響を持つものだ、こう理解をします。言われましたけれども、確かに米の畑づくり、いわゆる水田づくりから稲作にかかわる部分というのは、社会教育の場ではないかと取り上げられてやられております。また、米飯給食を行われておるところでは、米飯給食についての価値、あるいはまた、いまの米づくりの段階も含めて話をされておる。大変結構なことだと私は思っております。しかし、実際に米飯そのものの価値観を評価をしてそうして日本型食糧へ持っていく、そういう立場のところまでは、今日段階残しながら突っ込まれていないというふうに判断をするところでありまして。

そこで、文部省に來ていただいておりますのでお尋ねをいたしますが、現在の米飯給食は、いま私が大臣の答弁も聞き、また私が主張しているような立場というものを踏まえられて給食の拡大に御努力をいただいているのか、あるいは、ただ、政府が消費拡大、消費拡大と言っているから、米が余るから学校の方でそれを給食に当てるはめようとしておるのか、その辺のところを御説明をいただきたいわけでありまして。

かつて、学校にパン給食が主流をなした段階では、パンに対する評価というものが大きく取り上げられて、それから学校給食がパンに統一されていくという傾向をつかんでいった、私はそういうふうに見ているわけでありまして。したがって

て、米飯給食を行っていくというのにも、私は、そのときにパンに取り組んだような文部省としての姿勢というものが当然きちっと据えられなければならないかぬだろう、こういうふうな思ふわけでありまして。

いま、学校で一々生徒に与えるのに、パンですと簡単に配っておける、それが御飯になりますと非常にめんどうだ、また設備も大変だというふうなことではなかなか進んでいかない事情はわからぬではありません。しかし、いま米の問題というのは大変な課題でありますし、同時に、いま大臣が言われましたように、米の価値というものはこれまたきわめて高い。そういう意味で文部省のお考え方を聞きまして、それから、たとえば、食糧庁で米の価値等について副読本的なものでもし作成をされて、教材としてぜひひとつ使ってもらいたいということになった場合、文部省はこれを快く受けていただけるかどうか、この辺のところを含めて御答弁いただけないか。

○説明員(奥田) 先生のお話でもっともだと思っております。御案内のように、学校給食は学校教育の一環としてやっておりますので、御指摘のように、教育的な位置づけということが大事でございます。私どもは、学校給食で米飯を導入しましたときに、関係の審議会からも、これの意義につきましましては、食事内容を多様化し、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせるという見地からは教育的に非常に意義があるというふうな御意見をちょうだいし、今日、鋭意推進を図っているところでございます。特に、学校給食に米飯を導入することによりまして、先ほど大臣からもお話ございましたように、わが国の基幹的な食糧でございます米につきまして日本人の食生活との関連で再認識をさせるというふうなことが非常に大事だということで、そういうことに十分配慮しながら推進しているところでございます。

それから、大臣からもお話ございましたが、学校給食を実施しているところにおきましては、米

飯を導入をし、いま申し上げましたようなことを給食を通じて実施いたしておりますけれども、一部学校給食を実施していない学校もございます。そこで、学校給食以外の時間におきましても、たとえば、社会科あるいは家庭科の授業で、すべての子供に對しまして、特に米のすばらしさというふうなものを指導するというふうなことをやっております。たとえば、小学校の六年生になりますと、単に知識としてこれを身につけさせるだけではなくて、米が非常に大事だということ、炊飯を實際の練習でやらせるというふうなこともいたしているところでございます。それから、御指摘ございましたように、米の関係でいろいろ十分な理解を求めていくことは学校給食でも大事でございますので、すでに食糧庁におかれましてはいろいろな資料をおつくりいただきましたし、私どもも機会あるごとにそれを利用するように、教育委員会、学校あるいは給食の関係者に働きかけているところでございます。

○坂倉藤吉君 ぜひ努力をしていただきたいと思います。それです。それで実習、それからあるいは家庭科あるいは社会科等の機会を通じて教育をしていただく、これは非常に重要なことなんですけれども、教育をやった後パンの給食が出ておつたのはこれはちょっと問題だと思ふので、ぜひひとつ全学校にそれらができるように、これは予算の関係等もあるでしょうから大変だと思ふけれども、ぜひひとつ採用をしていただきたというところを要望を申し上げておきたいというふうに思ふ。

で、食糧庁ですが、さっき私、副読本的なものと、こういうふうな言いましたし、いま文部省の方から必要に応じてそのつど教育になるようなもの、資料を提供されているというふうにお話がありました。また、とても少し整理をしたものできちんとつづられて、これは現在給食があるなしにかかわらず、全校にそれをひとつ利用してもらおう、こういうふうなことはお考えをいただけたらいいでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 現在毎年、「データに見る日本の食糧」ということで、グラフでわかりやすくしたリーフレットを全国の小中学校に配布をいたしております。これは十三万部ほど配布をいたしております。そのほか、いわゆる視聴覚の資料といたしまして、小学校高学年向けには「お米と日本人」、「お米の科学」というようなものであります。中学生向けには「緑の下の方持ちご飯」というようなものであります。それから「美容とお米」という女子中学生向けのものというようなものを視聴覚の資料として作成をいたしまして、都道府県に配布をしております。とでございしますが、今後とも努力をまいりたいと思っております。

○坂倉藤吾君 言葉じりといいますが、表現が縁の下の方持ちじゃ話にならぬわけでして、少なくともそうしたもの、いままでのものもあるわけですから、一遍整理をしていただきまして、そして子供が喜んでやったり勉強しよう、こういう意欲のものにしてもらわなきゃいかぬと思うのです。そういう意味では、内容も十分に実地教育に携わっておられる方々と意見交換をしてみ、こういうことが必要だと思えます。そういう意味合いで、文部省に協力をいただいてぜひひとつとめて、生徒がなるほどという感じられるような工夫をしてもらいたいと思えます。

次に、消費と直接結びつきます小売段階における競争原理の導入の問題、これを少しお聞きをしておきたいと思えます。

米の販売業者で登録手続をとらない者、これはやみ米と一緒になかなか答えられないと思えますが、登録手続をとらないで業を行つてゐる者、これは東京にだけだとか、あそこだけだとか、幾つか言われておるのですが、それらの数についてはつかまえておられますか。もしつかんでおればこれは対策が講じられておると思うので、やばな質問になりますか。残念ながら、いまの段階では十分な数字を把握しておりません。

○政府委員(松本作衛君) 残念ながら、いまの段階では十分な数字を把握しておりません。

○坂倉藤吾君 しかし、現実にあるということは御承知でしょうか。

○政府委員(松本作衛君) わかつておりました、各都道府県段階におきまして必要に応じて警告、注意というふうなものを出しておるわけでございします。で、こういった実態があることは承知しております。

○坂倉藤吾君 その警告、注意等を発した者がその後どうなっているか等については調査されておりますでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 都道府県を通じて、ないしは食糧事務所の段階におきましてその動向を把握いたしておりますが、実態をいたしまして、警告いたした後もそのとおりやめる者の数が少なく、そのまま継続されてまた再度、または三度、四度というふうな警告をしておる実態にあるわけでございます。

○坂倉藤吾君 それらの者は、たとえば今回の法改正に基づいていわれる業者としての資格条件、これが欠落をしておる者、条件はあるけれども、うまみがあつてないし、でやっていると、おおむね二つに分かれると思う。これらの関係はどうなんでしょうか。

私はむしろ資格があつて、そういうものが中心でやっていると、いうふうな者等については、むしろ競争原理を導入する立場から言へば、この法改正に合わせて新規参入をしていくべき筋合いの方が、むしろそういう不正の者をなくしていく対策になりはしないのだろうかという気がするのですが、その辺の御判断はどうでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) こういった不正規の販売が行われる原因といたしましては、やはり消費者が買いやすい場所、または消費者の好むような物を売つておるといふような面もあるかと思ひますが、今後におきましては、やはり消費者の需要に応じて地域の実態を見ながら新規参入というのを考えていくべきものであらうというふうな思つております。ただ、その際におきましても、その資格要件といたしましては適法要件とい

うものを決めたいと思つておりますので、指摘されるような不正行為のあつた者については厳格な態度で臨みたいと考えております。

○坂倉藤吾君 いま人口要件という話がありましたが、現行法からいいますと、私はこの小売業者というものは、まさにいわゆる管理統制、この統制のための末端機関だらうと。ところが、今度法改正をするという立場になりますと、これは少し意味合いが違つてくる。配給統制といういわゆる強制力をむしろ解除をするわけですから、そういったし、私はこの人口要件というのを余り強く打ち出して、従来の配給の対象になる地域を限定をして、その人たちのものを見ておつてというふうなやり方というのは必要なのだろうかと思ひます。むしろ、以前にありましたように、いわゆる米等で品質を下げ、しかもそれが、言うてみますと独占事業のようなことになつたのは困る。しかも、これまざられてもなかなか買う方の側では判断がつかねると、こういう問題になるわけ。そうなりますと、むしろ私は小売業者等については大胆に余り人口要件等にとらわれなで参入をしよう、競争しながらいい物を安くやったり販売しよう、こういう方向の一般競争原理というものを小売段階では大いに活用すべきじゃないのか、こういうふうな気持ちがあるのですかね。この許可条件、余り厳しくされますとお話になりませんか、これは政省令見込み事項の中にもどうも不明確なんです。この辺はどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(松本作衛君) 今後の販売業者の許可制につきましては、できるだけ消費者のニーズにこたえられるような適正な流通を実現するという意味におきまして、御指摘がありましたように、競争原理の導入というふうなことは考えていくべきものであらうと思つておるわけでございします。一方におきまして、米は全体の需要量がむしろ停滞的でございますので、取り扱い数量が大きいと伸びるというこの期待できない商品でもござ

いますので、経営の健全化を図つていくという観点、それからまた消費者の購買活動といたしましても、比較的同一の店から買つておるといふような点からいまして、流通秩序を維持するといふような面もございします。で、こういった競争条件の導入と流通秩序の適正な維持というものの両面から考えていく必要があるのではないかと思つておりました。これらにつきましましては地域の事態によつてもいろいろ差がございします。で、それぞれの地域の事態に応じて関係者とも話し合いながら具体的に進めてまいりたいと思つております。

○坂倉藤吾君 そういたしますと、余り規制といひますか、商いに対して強い枠組みをするといひ考へ方はないというふうな理解していいですか。

○政府委員(松本作衛君) 新規参入につきましまして、ただいま申しましたように、両面から地域に際して検討をしていくということを申し上げておるわけでございしますが、その業務の内容につきましましては、やはり消費者に対して責任を持って供給をしてもらふというための指導監督を的確に行つていきたいというふうな考へております。

○坂倉藤吾君 そういうふうな言われますとこれ大変むずかしいんですよ。そんなにむずかしいものじゃないと思ひます。少なくとも米の販売をする——いまは米の販売だけでやつてゐる業者というものは小売の場合少ないんじゃないですか。むしろ、たとえば常時、仮に言いますと、酒屋さんが米もあわせてやりたい、こういうふうな希望なんというのはほとんどあるわけじゃないですか。先ほど言いました現行法における小売の関係というものは、確かにいわゆる昔の配給所、こういうふうな言われておつた延長になつてゐるのです。だから、そこは今度の法改正で大きく変えられるべき筋合いのものだ。したがつて、今日まで考へてきたいわゆる小売店の性格、今度の法改正に伴つてある小売店の性格、この性格の相違というものは、私は具体的にもう少し変化さしてい

いんじやないのか、こう思うのですが、間違ひですか。

それから、確かに専業でやられている方々のいわゆる生活権利を守る、こういう立場がありますから、あえてそれをぶち壊すようなかつこうとい

○坂倉藤吾君 終わります。

○委員長(井上吉夫君) 本案に対する午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

いという農政審の答申もございしますので、このような配意も加えてまいらなけりやならぬと考えておりまするし、農用地利用増進事業を中心としたしまして規模拡大を図つてまいる、これがために地域社会のコミュニケーションを強化していかなければならないと考えておるわけであります。さらに、技術開発を進めまして、品種改良に努力をして優良品種の造成と、栽培技術の改善、農業技術の普及向上を図つていかなけりやならない。さらに、やはり優良農地や水資源の確保ということも大事でございしますので、こういう意味からも農業基盤整備というものをできるだけ早目に早く実施をしていきたいものであるという考え方を持っておりまするし、これらの施策を進めてまいりますにも、また農用地利用増進法の円滑なる施行を図るために、すなわち規模拡大をしてまいりますために、やはり農業の地域社会の持つ役割りというものが非常に大事だと、こう思いますので、その心の通つた農業の地域社会というものを建設してまいりますためのものもろの環境整備の事業等も取り入れてまいると、こういうことを強力に進めてまいりたいと。もう農村地域、道路は建設省とか、あるいは環境は環境庁並びに厚生省とか、そういうことで農業は農業問題だけ解決していけばいいじゃないかと、ややとしますとそういう空氣が最近出てきておるわけあります。そういうことをしておつて、都市、都会と大体同じ速度でそういう環境整備が進んでいけばいいわけでありますけれども、もう道路——私、建設大臣もやりましたけれども、道路なんかは建設省の計画でやっていきましたとすると、農村の農道が舗装になるなんというのは何十年先かわからない、こういうことで、農村独自の要請にこたえて農道整備事業を農林省で担当すると。その結果、農村の地域社会が都市に劣ることなく環境整備、道路面等の進展を見ることができておるというような例でもわかるわけあります。現在、農村の地域社会におきましても、下水の問題でありますとか、あるいは排水の問題でありますとか、いろいろなや

は環境整備の要請が強いわけでありまして、それらを進めていくことが農政の一番大事な規模拡大を進めてまいります一つの大きな柱になると考えておりますので、それらを強力に進めてまいりたいと、こう考えております。

○中野明君 そうなりますと、いま大臣が述べられたように、やはりわが国の農業というものを強力に推進していくということになりますと、どうしても農産物の輸入というものが大変な額に上っている、これを極力抑制をするという方向に当然向いてくるわけなんです、今回総理の訪米に経済局長が随行されて、アメリカがかなり農産物を日本に買入という攻勢をいまだにかけてきているということも聞いておるのですが、局長がアメリカに行かれて受けた感、向こうがどういう考えを、農産物の日本向けの輸出に対してどういう感を持っているのか。いまの国内のいわゆる食糧安全保障という上からいけば、日本の国が極力自給力を向上していく、そうなるべくと向こうの輸出攻勢をはねのけなきゃなりません。そういうことを含めて、行かれた状況をちょっと御報告いただきたいのです。

○政府委員(松浦昭君) 日米間の農産物貿易問題につきましては、先生も御案内のように、さきの東京ラウンドにおきまして一応の解決を見ているところでございますけれども、最近、たとえば四月の末にブロック通商代表が日本にやってきました。そのときにおける発言等から見ましても、米国は、特に柑橘、それから牛肉につきまして対日輸出機会を増大したいということで、依然として強い関心を持っているというふうに見受けられる次第でございます。特に、総理御訪米の際のいきさつでございますが、私もお供をさせていただいたわけでございますけれども、その際に、首脳会談におきましては、つまりレーガン大統領と鈴木総理のお話の上では農産物の問題は特に取り上げられなかったというふう聞いておりますけれども、私が出席いたしました会議におきまして、特に五月九日の経済閣僚との朝食会というの

がございました。この朝食会におきましては、リーガン財務長官、ボルドリッジ商務長官、リン農務副長官、ストックマン予算管理局長、ワイデンボーム経済諮問委員会委員長、マンズフィールド大使といったような向こうの経済担当関係のほとんどが顔をそろえておられた会議でございます。この朝食会では、特にブロック通商代表から、牛肉、オレンジ等の農産物の市場開放について日本側の配慮を得たいという発言がございました。これに對しまして総理からは、牛肉、オレンジにつきましては、東京ラウンドにおいて、すでに国内の困難な事情にもかかわらず、大きな努力をして一九八三年までの輸入枠の合意を見ている、かつその合意を誠実に実行しているところであるという趣旨を述べられますとともに、日本は米國にとつて最大の農産物の輸入國であり、個々の細かい問題で日本の農民を泣かせるようなことはしないではいということをはっきり向こう側に述べられたという次第でございます。

○中野明君 非常に、これからさらにそういうことになりまして、現在はアメリカに余りにも依存し過ぎていて、いふこともありますので、将来にわたってそういう点についてはいまだ体制を固めておいていただかないと、いまのお話のように、日本の農民を泣かせる、そういうことになりまして、その点は強く要望しておきます。

それで、この法案の審議につきましては、過日米各方面種々議論がありまして、私も伺いをしておりまして、確認の意味を含めてこれから何点かにわたってお尋ねをしていきたいと思ひます。まず、今回の改正、これにあわして検査制度の合理化等によって食糧制度の健全化を図る、こういうことになっておりますが、国会では自給力の強化の決議をいたしております、昨年の農政審の答申も出ております。現在一番争点になっておりますこの行財政改革、これとにらみ合わせましたときに、今回の法改正、これとの関連をどういうように受けとめておられますか。

○政府委員(松本作衛君) 行財政問題につきましては現在検討中であるわけでございますが、私どもといたしましては、今回の食糧法改正は食糧法自体における現実と法のたてまえとの乖離といった問題を改善したために準備してきたわけでございます。したがって、食糧法改正自体は臨調を目的としたものではございませんが、このような形で制度改善をいたすことによりまして、運営管理の合理化ができ、特に過剰米の今後の発生を防止することができるといふようなことによりまして、第二臨調が目標といたしております財政負担の合理化というふうな目標と一致するものといふふうに考えておるわけでございます。

○中野明君 第二臨調では、食糧の赤字に根本的にメスを入れる、こういうようなことを言って大変意気込んでおられるようなんですが、昨日も参事人からいろいろと貴重な意見も出ておりました。そういうことも含めて、食糧庁並びに農林水産大臣として、第二臨調に、食糧会計というものが、これについてよほどしっかりとした姿勢で臨まれないと大変なことになるんじゃないかというふうに私も感じているのですが、その点、第二臨調に、食糧会計ですか、食糧法というものをどういうふうに理解させ、事情聴取があったとしたら説明をなさったのか、この機会に明らかにしたいでございます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 臨調の審議項目として食糧制度の改善、食糧問題が議論の対象になっておるといふことは私も承知をしており、御指摘のとおりでございます。農林水産省といたしましては、同調査会に對しまして、食糧制度ないし食糧財政の現状と改善努力について説明を申し上げておるところでございます。その内容につきましては、それぞれ事務当局から御説明をさせていただきますが、ともかくにも答申までにはまだ間のある現段階におきましては、どういふ内容の答申があるかは予期できませんけれども、私どもといたしましては、この食糧がとにかく消費者からも生産者からも堅持をしてほしいという現状、どのような状態

になりましたとしても食糧問題で国民が不安を持ったという例のないような実態、そういう点をよく委員の皆さん方に御説明申し上げておるといふこととございまして、今日まで四十数年やっております制度を激変するといふようなことはなかなか容易ではないという事情をよく説明をし、なおかつ検査制度等を通じて合理化を図っておる、過剰米の処理等についても努力をしておる、さういふ努力を講じていること等のしさいを詳細に説明をいたしておきまして、食糧法改正によって制度に対する信頼を増しつつ食糧の健全化を図ってまいるといふ点を特に強調をして説明をいたしておるところでございます。私どもとしては、この制度は国民の食糧の安全保障の立場からやはり堅持をしてまいらなければならぬといふことを強く主張をいたしておるところでございます。

○中野明君 少なくとも、議論にもありました、三K赤字というものが非常に大きな財政的な問題になっているのですが、他の二つのK、それとこの食糧の赤字、これとはもう全然性格も違う、中身も違う。この点の認識はこの第二臨調の人たちに与えることができたかどうか、その感觸はどうでしょう、食糧庁。

○政府委員(松本作衛君) ただいま大臣からお話しておられますように、第二臨調の委員の先生方に対しましては、一つは、今回の食糧制度の改正によりまして食糧制度の基本が守られつつ、改善すべきところは改善する努力を制度的にもやっておるといふ点、それからまた、食糧会計に対する繰入額の中には、本来国民の食生活の安定、また農民の農産物の所得維持のためにどうしても必要な財政支出というものが含まれていて、その点、それからまた、これらにつきましてもそれぞれ改善の努力をしているという点等について御理解を得るよう努力しておるところでございます。○中野明君 その辺をよほど——もちろん食糧赤字の中でも全部が全部というわけにはまいらぬでしょうけれども、この食糧制度の持っている性格

そのものが、食糧の安全保障という、国民の食糧を守るという上から出発しているわけですから、その点を明確に説明をしていただかないと、他の単なる赤字と、財政的な面だけで取り扱われるとこれは大変なことになるということを重ねて申し上げておきますので、まだまだ答申まで日にちがあると思いますが、その間事情聴取もまた何回かあるのじゃないかというような気もいたしますので、せっかくの努力をお願いしておきたいと思ひます。

それから、基本計画の策定ですが、これが非常に議論が集中しておりました。米穀の需給と管理の指針であるということになっております。この策定ということが非常に今回の一つの柱でございますが、これには過日米、意見はいろいろ聞きたというような意向も漏らしておられたようですが、やはり少なくとも米価審議会の意見はもちろんのこと、参考人からも昨日いろいろ要望が出ておりましたが、生産、消費、その間の流通、そういう方面の幅広い意見を聞いて、そして基本計画を策定することが一番これ大切なことじゃないか、こう思ひますので、その点、大臣からそういう基本計画策定に当たっての、今回の改正による基本計画をつくる場合の、一つのプロセスといたしまして、いま私が申し上げているような方向でやりになるかどうか、お答えいただきたい。

○国務大臣(亀岡高夫君) 基本計画の性格はたびたび申し上げておるわけでありましてけれども、政府自身の年々の米の流通管理の姿勢を示すものでございまして、米価や米価のうちに、直接かつ具体的に生産者なり消費者なりの利害に關係してゐるものではない、こういうふうに認識いたしておるわけでありまして、したがって、法律に基づく審議会あるいは第三者機関というようなものをそのために設置するということまでは考へておらないところでございまして、まあそう言うものの、御承知のように大事な基本計画のことでございますから、関係者の意見を十分に反映して策定してまいる、そうして、米のいわゆる需給の

面で心配のないような計画にしていかなければならぬというわけでございますので、米価審議会の懇談会等の御意見を十分にお聞きするような場を通じて、生産者なり消費者なりあるいは関係方面の意見を十分にお聞きをするという場を活用していきたい、こういうふうに考へております。

○中野明君 結局この基本計画は、いつ、どこで、だれが決めたのか、わけわからぬうちにばつと一方的に出てくるということは、やはり関係者には大変心配なところでもありましようし、同時に、結果的にどんなりっぱな計画であつたとしても、事前の理解といひますか、それがなくして協力力は得られない。協力がなかつたら、りっぱな計画もやはり計画倒れということにもなりかねませんので、その点をかなりの方面から心配が出ておりますので、ぜひ民意を反映させるといふ上から、何らかの対応をして基本計画の策定をされるべきだ、私はこのように思ひます。

またもう一つは、これまで強い心配が出ておりますが、私も本会議でお尋ねもいたしましたが、この基本計画が決まつたことによつて、生産調整の強制とかあるいは生産者米価の抑制ということ、これをものとにして図つてくるのじゃないかという懸念が各方面から出ておるわけですが、その点の心配がないかどうか、改めて確認をしておきます。

○政府委員(松本作衛君) 基本計画につきましては、ただいま大臣からお話しいたしましたような政府の管理についての指針、方向づけでございますので、これによりまして生産調整を強制するとか、または生産者米価を抑制するといふような考へ方は持つておりません。また、そのような運用はいたさないつもりでございます。

○中野明君 それでは次は、自主流通米のことです。

けさはど来坂倉委員の方からお話がございましたが、これが法定されることによつて自主流通米のウェイトをどんどんふやして、実質的な部分管理をねらつてゐるのではないかと心配を

している人もかなりあります。この点がどうなのかということ、それから政府米と自主流通米の比率、これは一体どの程度をお考えになつてゐるのか、そのところを。

○政府委員(松本作衛君) 自主流通米は、生産者に対しましては品質に応じた価格の形成を可能にしますとともに、また、消費者に対しましては需要の動向に対応する円滑な供給ができるというやうな役割を持つておると思ひまして、今後ともこれを政府管理の中において育成をしていく必要があると考へております。しかし、この自主流通米はあくまでも政府管理の対象でございますので、今回の法律改正によりまして、第三条の中で、「消費者ニ対シ計画的ニ適正且円滑ナル供給ガ為サルモノ」といふやうな性格づけを明確にいたしましたとともに、基本計画、供給計画の中に数量的にも位置づけまして、これが政府の管理の対象であるということを確認いたしました次第でございます。したがって、部分管理といふやうな方向を意図するものでは全くございません。

また、自主流通米と政府米の割合につきましては、需給の実態によつて年々変動があるわけでございますので、これを画一的に固定的に決めることは困難であると思つておりますが、私どもいたしましては、現在の自主流通米と政府米の比率といふものがおおよそ今後とも継続するのではなかつたかといふふうに考へておるわけでございます。

○中野明君 現在の比率はどう見ておられますか、政府米との。

○政府委員(松本作衛君) 現在の比率は、品質別の需給の実態等から見まして、おおよそ妥当な線であり、今後ともこの割合といふものがおおよそ継続するものといふふうに考へております。

○中野明君 数字で比率はどの程度になつてゐると見ておられるのですか、自主流通米と政府米と。

○政府委員(松本作衛君) 自主流通米が流通量の全体の中で約三〇%ほどを占めておるわけでございますが、この三〇%という固定のことではな

くて、約三分の一程度ということを念頭に置いておるわけでございます。

○中野明君 それで、この自主流通米が、政府管理といふことで助成それから計画の認可と、こうなつてくるわけなんです、これが全部消化できなかった場合には、やはりこの政府の買入れといふのですか、Uターンということになります。この三つの措置は管理の上から不可欠と思ひますが、その点はどうお考えになつておりますか。

○政府委員(松本作衛君) 自主流通米につきましては、今後も自主流通計画の認可、それから自主流通米の助成及びUターンという三つの措置は今後も継続していく必要があると考へております。

○中野明君 それじゃもう一つは、これまで坂倉先生大変心配なさつておりましたが、生産調整を守つてもなお生じる超過米の取り扱い、これはどうなりますか。

○政府委員(松本作衛君) 超過米につきましては、必要量という限度数量の考へ方からいたしますと、これからはみ出るものでございまして、あらかじめ基本計画に入れたことはいたしません、実際超過米が発生した段階におきまして供給計画の中に位置づけを明確にいたしまして、また流通につきましては、政府の買入れはいたしません、自主流通ルートによつて規制の対象となる流通のルートで流通をさせるというふうに考へておるわけでございます、さらにこれの円滑な流通を図るための具体的な措置といふやうなことも配慮してまいりたいと考へております。

○中野明君 それで、昨日の参考人の山崎さん意見も述べられておりましたが、これは備蓄といふのは非常に大変な問題になつてまいりまして、備蓄を食糧の会計で負担する、持つといふのじゃなしに、備蓄はやはり別勘定でやるべきだといふ意見、私も賛成なんです、それはそれとして、備蓄とそれから消費の拡大、これはやはり食糧法を守つていく上においても非常に大事なことになつてくると思うのですが、今回の改正案の中で、こ

の備蓄と消費の拡大についての位置づけというのはどういうふうに考えておられるのですか、お答えいただきたい。

○政府委員(松本作衛君) 備蓄と消費拡大は、今回の食糧法の運営におきましても重要な内容をなすものというふうに考えておりました。基本計画におきまして、「米穀ノ管理ニ関スル基本方針」なり、「米穀ノ管理ノ方法ニ関スル基本事項」なり、または「ソノ他米穀ノ管理ニ関スル重要事項」というような中におきまして、それぞれこの備蓄なり消費拡大なりについて具体的に明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

○中野明君 備蓄は大変なこれからの問題になってまいりと思っておりますので、その辺はまた改めて機会を見ていろいろお尋ねしたいと思っております。

次は、今回の改正で結局運用面で今後非常にむずかしい問題がたくさんあるのじゃないか、私はこのように考えますが、集荷業者、これについての法定というところになっておまして、その適正な活動を図っていくと、こう述べておられるのですが、集荷業者の法定について少し考え方を述べていただきたいのです。

○政府委員(松本作衛君) 集荷業者につきましては、農林水産大臣の指定制ということでその地位と責任を明確にしていこうと考えておまして、そのための指定の基準というものも明らかにしてまいりたいと考えております。また、この業務の運営に当たりましては、業務運営基準というようなものを明らかにいたしまして、この業務運営基準によって適正な集荷活動を行っていただくというふうなことであります。さらに、特に必要が生じた場合には、業務改善措置というような形で行政指導を行っていきたくと考えておるわけでございます。

で、業務運営基準といたしましては、生産者からの適正な集荷、集荷業務の適正な実施、経理事務の適正な実施、必要な事項の報告というようなことについて基準を定めまして、そのような形で

十分な指導が行き届くような措置をとってまいりたいというふうに考えております。

○中野明君 これは参考人からもいろいろ意見が出ておりましたが、集荷、販売、これは非常に利害が大変な苦勞があるのじゃないか、私もこのように見ておりますが、いやしくもそういう許可とかこういうことについて、忌まわしい風評とかうわさが出ないようにきちっとしたものをしたい、ききたい、このように思います。

それから、今回の販売業者の制度、これについても競争原理が入ってくるようなふうに私は見るわけですが、この制度を創設しての影響、こういう点についてはどうお考えになっておりますか。

○政府委員(松本作衛君) 今回の法律改正によりまして、販売業者につきましては許可制をとるとともに、その活動につきましては積極的な販売活動を期待をし、その責任を持ってもらおうということでもございしますが、特に消費者のニーズに対応した円滑、確実な供給を図っていくというためには、従来にも増して努力をしていただく必要があると考えております。それに必要な運営の改善、特に競争条件の導入というように面についての改善措置が必要であるというふうに考えております。ただ、その場合には、やはり既存の小売業者との関連という影響が出てまいらると思うわけでもございまして、流通秩序の混乱を生ずるといふ危険性もございしますので、このような点につきましては、地域の実態に応じまして商業調整としての措置を図っていくという必要があるかと考えております。関係者の意向も十分に聞いた上で、この商業調整についての仕組みというようなものも考えながら、実態に即した措置を講じてまいりたいと考えておるわけでございます。

○中野明君 今回の改正によりまして、やはり緊急時の配給ということではこれはもういつの場合でも忘れることはできないわけですし、そういうことも含めて、まあいま答弁もございしましたが、既存の業者の人たち、この人たちが結局それなり

の苦勞はしてしまいでやってきているわけですから、新規参入につきましても、いろいろそういう面でも既存の業者というものが果たしてきた役割りというものを無視するわけにまいりませんし、その点は、移行に当たりまして混乱のないようにお願いをしたい、そう思います。

それから、不正規流通米の発生でこれまたいろいろ議論があるわけですが、緑故米、贈答米というのを認められることによって不正規流通米が発生するのではないかとわれわれもすぐ想像をするわけなんです。この緑故米、贈答米に名前をかりた不正規流通米の発生をどのように防止されようとしておられるのか、お考えを述べていただきたい。

○政府委員(松本作衛君) 緑故米、贈答米に名をかりた不正規米といたしましては、農家の段階としては消費者の段階から、業者がいわゆる営業としての不正規米を扱うという形になろうかと思っております。こういって不正の営業行為を厳重に監視、取り締まっております。集荷業者、販売業者にございまして、具体的には、集荷業者、販売業者につきましても指定制、許可制をいたしまして、それらの業者についての十分な指導、監督をいたしますので、この点から不正が起らないようにしてまいりたい。それからまた、集荷業者の指定を受けていない業者または販売業者の許可を受けていない業者が不正規な取り扱いをするものにつきましては、これも法律上罰則を設けて厳重に取り締まることにいたしてまいりますので、こういった無資格な商業行為が行われないようにしようという十分に監視、指導をしてまいりたいと思っております。

すが、一般的には、より広くこういった過剰な米が流れ出ないような需給の均衡を図っていく、また、消費者の需要に即した供給をするような点に努力をするという必要もあるかと思っております。さらには、流通についての十分な情報の管理というふうなことも今後心がけてまいり、こういった不正規流通が発生しないように未然の措置も十分に講じてまいりたいというふうに考えております。

ます。

○中野明君 当然、緑故米、贈答米ということになりますと、農家の保有米というのですか、この保有米の限度数量が問題になってくるわけですが、それども、どうなんでしょう、食糧庁の方で、緑故米とか贈答米ということについて、一定の限度量というのですか、そういうことはお考えになっておるのですか、おらぬのですか。やはり、一農家当たりばらばらに贈答用だとか緑故米とかいって余りにも極端な量が出るということも不自然なことになります。その辺の限度といいますが、その辺は何かお考えになっておるのですか。

○政府委員(松本作衛君) 現在におきましても、農家保有米の目安基準といたしましては、世帯員一人当たり三俵というような基準を設けて保有米を算定するように指導をいたしておるわけですが、今後とも、農家消費の実態等を見まして、こういった農家の段階における保有米の限度の目安というふうなことも指導をしてまいりたいと考えております。

○中野明君 やはり問題は、保有米の限度をどの程度に見るかということにかかってくると思うので、すけれども、緑故米、贈答米に名前をかりて不正規流通が発生するということになりますと、普通考えてみてある程度の量は考えられても、余りにも一定量以上はこれは緑故米としてもあるいは贈答米としてもおかしい、そういうふうなことで、何か数量の上といいますが、それで基準みたいなものを考える必要があるのじゃないかしら、こういうふうな思ったものですからお尋ねをしていただくわけですが。

その次は、米の全量管理が食糧の基本であるということはたびたび述べられておるのですが、緊急事態のときに政府としての役割りを十分果たすということが必要ですと、これは全量の管理という意味から、平時から全量管理を基本としての仕組みをつくっていかねばならぬ、このように思うわけですが、けさはど来の議論を聞いて

ておりまして、その点が少し心配なような気がするのです。とにかくお米の流れの全部をやはり日ごろから承知していなければ、緊急のときに私はそれなりの有効な手が打てぬ、こう思うのですが、その点、どうでしょう。

○政府委員(松本作衛君) 今回の法改正におきま基本計画におきましても、全休量の需給の見通しというものを把握することについてお話しするわけで、こういった形で全休量についての需給の動向の把握を十分にすること、ととも、また、流通するものにつきましてもその流通の管理を明確にしていきたい。特に、集荷、販売につきましても、流通ルートの特をいたしまして、これらの流通ルートが適正に活動できるように日常の指導監督も行つてまいりたいと考えております。

さらにまた、農家段階におきましても、政府に対する売り渡し義務というものを残しておきまして、これによって、緊急時においても政府の米の確保が可能となるように制度的に裏づけをおるわけでございまして、こういった制度的な措置を通じてまして、緊急時におきましての全量管理に十分に役立てるような準備をいたしておきたいと考えておる次第でございまして。

○中野明君 現在は過剰があるというときでございまして、意外にこういう時代が長く続いておりますから、緊急のときというものがいつのころかどうしようもおそろそかになりがちですが、お互いに食糧不足の時代を生きた者として、この緊急時というところは政府としても絶対にゆるがせにできないことではございまして、緊急時の対応について、これはまた政令で定めるといふことになつてゐるのですが、どういふ措置を講ずることになるのか。先日も議論が起つてくるというところは、現状に緊急事態が起つてくるというところは、現状の場合、少しでも、これ備蓄もあることだし、考えられないと思うのですが、その状況を国会で報告するなり、国会で議論すべきである、このように私は考えます。そしてこういう状況だ、

だから、どういふふうな非常対処をするというふうなことを国会で議論をすべきであると思うのですが、大臣のお考えを聞きたいのです。

○国務大臣(亀岡高夫君) 緊急時におきましては、この条文を発動するに当たりましては、もちろん十分検討をし、国会の御意見もお聞きをいたしまして決めていかなければならない、そう考えております。

緊急時におきましては、たとえば、米穀についての割り当て配給に関する計画の策定でありますとか、あるいは割り当て配給等の購入券の証書の交付、さらには、一定の手続、購入券による売買によらない譲渡、譲り受けの制限でありますとか、現行の法第八条ノ二から第八条ノ六までに規定している措置と類似した措置をとることが考えられますが、その具体的内容については、その時点における米の需給の実態、措置を講ずることの必要性及びこれにより見込まれる効果、措置の実効性等を総合的に勘案してその都度決めていくことに相なるわけであります。

緊急時の事態の発動につきましては、事態の推移に即応しまして、時宜を失せず所要の措置をとる得るようになつておく必要があるもので、行政庁においても責任を持つて適切な判断をして行つたこととするが、その発動に至つた経緯等については、機会があれば当委員会の方にも十分御連絡をし、議論をしていただく、こういうふうにしてまいりたいと考えております。

○中野明君 さきに私申しましたように、ある日突然にというふうなことは、備蓄もあることですからそう考えられない。そうなりますと、いま、こういうふうな状況になつてきたといふことを国会で議論をして、そして、対策といふことが、それについてのことと考えていくといふことは国会でも大きな責任であるといふこともありますが、ぜひこれは、いま大臣のお話にもありましたように、国会のしかるべき委員会できちんと、こういう状況だといふことで、こういう手を打とうと思つてゐるのだかといふことで議論をするようにし

ていただきたい、このように思います。それから、今回の食糧法の改正でこれまた非常に気になることなんです、農政審の答申もございまして、今回の改正でこれまでと変わったやり方をなさるうとするのか、その点はどんなんでしよう。

○国務大臣(亀岡高夫君) これは食糧法に明記がされておまして、米価決定の条文は現行食糧法どおりでございまして、米価決定に当たりましては、その法的条文を根拠といたしまして、米価審議会の十分な御意見、御答申をちょうだいをして適正に決めていきたい。したがういまして、いまのところ具体的にお話し申し上げる段階には至つておりません。

○中野明君 基本的には変わらないといふふうに私理解しておいてよろしいかと思つてます。それから、先ほどもちょっと触れましたが、食糧の財政負担というのは、備蓄も含めて国のやうり国民生活を守るといふ上から、安全保障対策費という観点で農林水産予算とは別枠で考える、こ

ういふ考え方を私は持つのですが、大臣はどういうお考えを持っておられますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) やはり国民的な立場からそういう考え方が成長してくることを私は期待するわけであります。やはり食糧はこれはもう国民生活の基礎物資でございまして、これを安定的に確保して供給をしてまいるといふことはまことに重要なことではございまして、したがういまして、生産におきましても、外国米の輸入にいたしまして、その点はもう意味からいへば、国民一人一人の食糧保障といふような形、安全保障の保障といふような形でございまして、食糧並に農政というものを育てていかなければいかぬのではないかと。先生の御指摘されるような気持ちは国民の間に育つてくる。そして一方にお

いては、その気持を体して生産者の農家の諸君が規模拡大なりあるいは生産技術の向上なり品種改良なりを取り入れまして、そして生産性の高い農

業を展開して、安定した価格の農産物を供給していくことができるというふうな形を一日も早くつくり上げていかなければならない、こう考えておるわけであります。

○中野明君 大臣もそういうお考えを持っておられるようですから、ぜひあらゆる機会に、やはり農林水産省が責任を持つてゐるわけですので、そういう方向に行くように努力をしていただきたい、このように思います。

それから、けさほども出ておりましたが、また霜の被害、冷害ということが心配されて、群馬県方面でもかなりの被害が出てゐるといふことが報じられておるのですが、ことしもまた冷害のおそれがあるといふような報道もあります。そういうことがないことを私も祈つておるわけでありまして、そういうことで、米の需給といふものの、在庫はあるようですが、果たして食べられるのはどれだけ残つてゐるのだろうか、非常に私たちも不安を持つておるわけです。米の需給、冷害といふものを含めて米の需給のことについて不安はないのかどうか、食糧庁の方はどう見ていらつしやいますか。

○政府委員(松本作衛君) 五十五年産米は非常な不作でございまして、単年度需給では約百万トンほど不足をいたしたわけでございまして、備蓄米をいたしまして五十四年産米を百七十八万トンほど持ち越しましたので、これを活用することによりまして、五十六年度末、五十六年十月末には五十五年産米を八十万トンから九十万トン程度持ち越すことができる見込みになつております。この持ち越しに加えて、五十六年度末につきましては生産調整目標を四万六千ヘクタールほど緩和をいたしまして、この分における供給余力が二十万トン余出るといふふうに考えておりますので、その結果、百万トンないしは百万トン程度の供給余力を持ち越すといふことになるわけではございまして、五十六年度産米が非常な不作になりましても、最悪の場合去年程度になりましても、百万トン以上のものがあるといふことで十

分耐え得ることになるといふふうに考えておるわけでございます。

○中野明君 それじゃ、時間がございませんで、最後に一点だけ。

大臣も述べておられましたように、これから農業の再検討、生産性の向上ということになります。それにはやはり基盤の整備なり、それから機械化ということになってくるわけですが、非常に機械化されたことによつて機械による事故が大変ふえてまいりまして、私承知しているところでは、四十五年から五十三年の八年間で、農作業中に死亡した人が男女合わせて三千七百七十一名に上つておる。毎年大体四百人から五百人程度農作業中に死亡している。こういうことで、労災制度というものに加入できるようにしてあるのですが、非常に加入団体数が少なく、加入者数も七万人余り、農業従業者が七百万人としたら非常に少ないのですが、結局制限があつたりして、こういうことについて安全な農業の確立という上から問題があるのじゃないかと私思われます。この労災制度の見直しなりあるいはこの点についてのPR、この点農林水産省の考え方を聞きしたいのです。

○政府委員(二瓶博君) 農業機械作業の安全を確保するということにつきましては、農業者の福祉の向上あるいは農業機械化の円滑な推進という観点からいたしましてきわめて重要なことであるといふふうに認識をいたしております。ただいま先生がお挙げになりましたように、農作業の事故調査等の結果を見ますと、年間大体四百人程度の死亡事故があるといふようなことでございます。こういうことを未然に防止するための安全意識の向上等の啓蒙指導なり、あるいは技術向上のための研修事業なり、機械そのものの安全性を高めていくというふうなこともやってきておるわけでございますが、今後ともこういうものはさらに一層強化していくべきではなからうかといふふうに思っております。

そこで、問題は不幸にして事故が起きました場合の補償制度でございしますが、これは現在労働者災害補償保険法いわゆる労災法に基づきます特別加入制度があるわけでございします。先生が数字を挙げられましたように、この指定農業機械作業従事者という角度での加入というもののつきましてはまだ七万人程度の加入にしかなつておらないといふことでございます。ただ、これにつきましては内容を逐次やより充実していかなければならぬといふことで、労働省の方にも働きかけまして、対象機械の拡大あるいは作業範囲の拡大というふうなことを、四十年にこの制度ができて以降逐次やってまいつております。昨年の四月も五機種種の追加なり作業範囲の拡大を行ったわけでございます。

したがいまして、農業機械によります事故という面につきましては、大部分この指定農業機械作業従事者としての制度でカバーできるといふ角度になつておるわけですが、先生御指摘のとおり、ただ加入者がきわめて少ないといふことはそのとおりでございます。したがいまして、今後この加入の促進といふことにつきまして大いに力こぶを入れていきたいといふことでございします。農業団体におきまして、全中等を中心いたしましたして、ことしもこの一月―三月の農閑期に加入等の問題あるいは安全意識の高揚という角度での運動を展開をされたわけでございします。今後とも農業団体等ともタイアップしながら、この加入促進というものにつきましては精力的に展開をしていきたいといふふうに考えております。

○中野明君 終わります。

○下田京子君 法案の審議に入る前に、他の委員からもお話がありました。三十一日朝の霜被害によることについて、再度私の方からお尋ねしたいと思ひます。

けさほど大臣は、三十一日の霜被害によつて、いまおよそ全国で被害の実態を調査中だけれども、九十億、さらには群馬、長野、福島、北海道等で被害が出ていると、こういうお話がありました。それに伴つて事務当局の方でも、今後も調

査を進めますし、それから共済の早期支払いあるいは技術指導等に力を入れていきたいというお話でしたが、実態調査をきめ細かく進めていただきたいという点でひとつお願いしたいわけですが、

といひますのは、一日の朝、私のところに電話が何本か入りました。大臣も御承知だと思ひます。すけれども、福島県のはたばこの被害、去年の冷害そして雪害、今度はたばこでどうにもならないと、校長先生が悲鳴を上げて電話をよこしたという状態です。それから南会津から大臣の選挙区にもありますあの養蚕地帯、大変な実情であります。二日の民友新聞等によりますと、地元新聞です。被害額四十億といふふうに報道されております。県やそれだけの出先にもお話を聞きまして、

ましたら、いま被害の実態調査中だといふことなんでしょうけれども、けさほど全体で九十億といふことなので、これはそう甘いものじゃない、大変だといふことで、きめ細かに調査をまず急いでいた

それから、共済問題について、いまここですぐどうせといふことじゃないのですが、たばこは、私驚いちゃつたのですが、福島県は全国一のたばこの生産地域ですけれども、まだ専売公社は植えつけの実態も確認してないんです。植えつけの実態を確認してない中で被害が起きました。地元組合長さんや皆さん方がもう全滅だと言っているのです。きょう専売公社に聞きまして、技術指導で現地に飛んでいると、それから、横芽出して何とか助けない、こういう話なんです。現場では、横芽出して助けないといふのがどのくらいあるだろう、とてもやってみなきゃわからないけれども、本当に全滅に近いような実態だといふ話をいたしました。たばこの共済制度といふのは一般の他の共済制度と違つて、一筆補償になつていないといふこともあつてなかなか大変なんです。そういうような実情を踏まえて、さらに、去年の冷害のときに手を打ったと思うのですけれども、子供たちのための奨学資金の話であるとかあるいは税の減免であるとか、生活

資金の貸し付けの問題だとかといふ点で、農水省だけじゃなくて、自治省あるいは大蔵、それぞれの所管庁と十分に連絡をとつていただいで対応いただきたいと、この御要望なんです。

○国務大臣(亀岡高夫君) 大体いま御指摘になつたような気持ちで、事務当局に、調査と対策の早急な発動をするように指示をいたしておるところでございます。福島県が、この報告によりまして三十七億八千万といふ報告になつておりまして、新聞では四十億といふふうに見えておるようですが、この三十七億になつた理由を聞いてみますと、結局いまのたばこの被害をどう見るかといふことが、大分差が出てきた一つの問題のようでございます。これにつきましてはもう少し統計調査部の詳細な調査の実態が報告になると思ひますので、それらの数字をきちんとしたのを見届けまして、各法律に示してありますところの対策の万全を期していきたいと、こう考えております。

○下田京子君 それでは、おくれることのないように重ねて対応をお願いいたしまして、次に食糧の質問に入ります。

第一番目に、不正規米の問題であります。もう本日に各委員からこの問題は繰り返しまで問題が出されてきたところなんですけれども、不正規流通の原因にどんなものがあるのだろうかといふことなんです。これは非常にこの法案との関係で重要な一つの柱になつておるのじゃないかと思ふのです。つまり、今回の政府案の中では、とにかく不正規米の流通防止に効果があるようにやるのだと、守れる食糧にするのだと、こう言っているわけですから、食糧法の米の全量政府管理という中で下から突き崩されているといふこの不正規流通米にどう対応できるかといふのが、まさに法の評価そのものにいかかわる問題であるといふことをまず指摘しておきたいと思ふのです。

そういう点で、不正規流通米の場合にいろいろ言われておりますけれども、大きく言つて、一つは、未検査米といふ中から出てくる問題、それからもう一つは、検査米が横流れによつて出てくる

というふうになつてゐると思ふのですが、それだけの程度の数量になつてゐるか。推定数量を教へて下さい。

○政府委員(松本作衛君) 未検査米及び検査米のやみ流通量につきましては、私どももいたしまして十分なる数字の把握をいたしかねてゐる状態にあるわけでございますが、生産者段階から出てきますやみゆわゆる未検査米につきましては、農家の保有米に当たります農家消費等の数量から実際農家が消費する数量を差し引きまして、平年作の場合に約百万トン程度が残るといふふうに推定されておりますので、このうちから縁故米等に移動されるもの以外がやみに流れていくという可能性を見ておるわけでございます。検査米につきましては、残念ながら具体的な数字を持ち合はしておらないわけでございます。

○下田京子君 横流れの問題については後でお伺いしますが、未検査米の推定数量、平年作のときにはおおよそ百万トンという話でしたが、五十年から五十五年までそれぞれの未検査米の推定数量をお知らせください。

○政府委員(松本作衛君) 五十年産米におきましては約百十六万トン、五十一年産米につきましては約七十五万トン、五十二年産米につきましては約百三十九万トン、五十三年産米につきましては百五十一万トン、五十四年産米につきましては百三十九万トン程度のものがいわゆる農家消費等の中から農家の直接消費を差し引いた残りといふふうに推定をいたしております。

○下田京子君 いまの数字を見ますと、大変豊作のときに未検査米がふえてゐる、それから不作のときに逆に減るという傾向がはつきりしているかと思ふのです。念のために申し上げますと、五十年度作況指数一〇七で未検査米推定量が百十六、五十一一年の場合には作況指数が九四といふ中で推定未検査の数量が七十五と、なぜこゝういふように不作のときに減り、そしてまた豊作になると未検査米がふえるといふふうにお考えですか。

○政府委員(松本作衛君) 豊作の年にはやはり豊

家として予想以上の手元の米が残りますので、これが不正規に出回る可能性がある、不作の際には逆にその手元に置く数量が少なくなるということであらうかと思つております。

○下田京子君 そうしますと、はつきり言ひまして、未検査米が増加するといふことがつまりは買入れ制限といふところから出てくる結果にあるのじゃないかといふことをはつきり示してゐるんじゃないかと思ふのですが、つまり、不作のときには限度数量に満たないわけですから、ですから、やみ業者が幾ら積極的に買ひまくつても、農家の皆さん方は、前渡金もいただいてゐるからといふか、豊作のときは、限度数量をオーバーしてゐますから、オーバーした分はどういう扱いになるかといへば、これは超過米といふことにレッテルが張られますね。超過米になつたらどんな扱いになるかといへば、検査は後回しになりますね。そして流通経費等は自分持ちになりますね。そうすると、前渡金ももらつてゐるけれども、実際に自分が幾らもらえるかといふことはわからなくなつてゐる。そういう幾らもらえるかわからなくなつてゐる状態の中で、やみ屋さんがさあといふことでお話があれば、まづ予じめされてゐるところよりもすぐに現金になるようなやみ業者の方に検査に出さないで流れるといふふうな結果が生まれる。つまり、予約限度数量、買入れ制限といふ制度が、こゝういふ形でもつて超過米がいわゆる未検査米といふか、こゝうで流れてゐる、こゝういふふうにお考えなわけなんですか、どうなんですか。

○政府委員(松本作衛君) 超過米の買入れに当たつての検査を特に後回しにしておるということとは現在はやめておりましたが、並行検査をやつておりますので、この検査がおくれるという点はないかと思つておりますが、農家の手取り額が少なくなるというところは、政府売り渡しに比べて少なくなることは事実でございます。ただ、超過米の価格を見てみますと、消費地における販売価格から

消費地に至るまでの流通経費を差し引いた水準といふ形になつておりますので、やみ米に比べて特に超過米の価格形成が不利になるということはないといふふうにお考えをされてゐるわけでございますが、実態をいたしまして、やはり買入れ制限以上のもので出てきた場合に不正規に流れやすい傾向を持つといふ点も否定できないかと考えております。

○下田京子君 否定できないといふことでの買入れ制限、そして超過米の助成措置等が切られた結果、そういう点の一つの大きな原因になるといふことを認められたと思ふのです。そういう状態を政府は認めておきながら、今度の法改正で、集荷業者について法律的に明記をしてきちんと取り締まつていくのだから大丈夫だよ、こゝういふことを言つてゐるのですけれども、本当にそれが可能なのかどうかといふことなんですね。豊作になつたときに、いま農協等では、本当に、全量集荷するためにチラシを配つたりしてゐる苦労をされているわけでしょう。だから、そういう苦労を本当にきちんと具体的にこれからどういふ形でやりになるのかといふことがわからないわけなんです。

そこでお尋ねしたいのですけれども、政府の方が責任を持つて全量集荷をおやりになるとかといふ点をずっと繰り返して言われてゐますから、そしてそれをやらなかつた、いま言うように、買入れ制限、そして発生した超過米が不正規に流れるといふことをお認めになつてゐるわけですから、少なくとも一つは、農協等に対して超過米集荷のための経費なんかは見るのかどうか、こゝういふことをお考えなんですか。

○政府委員(松本作衛君) 今回の食糧法改正によりまして、集荷業者の指定制によりましてその地位と責任を明確化するといふことにいたしましたわけでございますが、今後におきましては、全量集荷体制をとるといふことにつきまして格段の努力をお願いしたいと思つております。そのために、集荷業者のあり方等につきましても所要の改善措置

も講じてまいりたいと思つてゐるわけでございますが、関係団体に対しましても特段の御協力をお願いをしていきたいと思つております。ただ、その際に、特に国がそのための予算措置を講ずるといふようなことにつきましては、現時点では考えておらないわけでございます。

○下田京子君 また私繰返し聞かなければなりませんけれども、集荷活動を活発にするのだと言つて、現在活発に農協等はおやりになつてゐるのです。だから、それ以上に、具体的にじゃその集荷促進費のようなお金は援助するのかわつたら、それはできないかと。じゃ、現在たとえばこゝういふやみ米を買ひ集めてゐるところがどこかといふことでのいろいろ聞きましたら、雑穀商だとかあるいは肥料販売業者がかなり多いんですね。中には農機具なんといふお話も一部聞きましたけれども、実際に雑穀商の方々はもう堂々と集められてゐるし、それから肥料販売の方々は、肥料の代金だといふことでお米をいただくといふふうなことをやつてゐるんですよ。そうすると、それを集荷業者として認めていくといふふうなことをまさかお考えなんですか。

○政府委員(松本作衛君) 集荷業者のこれからの指定につきましては、現地の実態に応じて考えてまいりたいといふふうにお思つておるわけでございますが、もしも御指摘のようなやみ屋といふようなものであれば、これを指定する考えはないわけでございます。

なお、この指定集荷業者が今回の指定制によりまして活発なお仕事をしたいだくといふことを制度上も期待をいたし、法律上も明確にいたすわけでございますが、そのことによりまして当然事業量が増加するといふこともあるわけでございますが、私も私どももいたしまして、特にそのための助成といふことではなくて、本来の集荷に対する経費といふものとしてお支払いをしてまいりたいと思つております。

○下田京子君 とにかく、超過米がこれが未検査米の発生の一因であるといふことをお認めの上、

それに対して具体的にどう対応するかと言ったら、まあ集荷活動を活発にしたいんだ。しかし、それはいままでも以上に新たなものを考えているというお話は、いまではお聞きできなかったわけですね。しかし、そうだとするとこれは問題であるというのを私は述べておきたいと思うわけなんです。特に超過米の問題につきましては、さつき検査は並行検査等で行っているというお話でありましたけれども、出かせぎなんかに行く人なんか聞いてみると——いやそれが直接どうこう、行為がどうこうというよりも、そういう行為に走らせているという事実でお話しするわけですが、検査がおこなわれているというのはいちから出てくるんですね。それで、そのたびにいろんなお話しするというのも事実あったわけなんです。それから、実際に税金が幾らになるかというの、とにかく最終支払いにならないかというの、それが問題なんです。そういう点から見て、すぐ現金になるというのは魅力であって、そのことにいままでより以上の対応ができないというところになれば、これは未検査米がいなくなるやみ米の一つの原因になる、つまり買入れ制限、この仕組み、ここに問題があるのだということを重ねて申し上げておきたい。それだけにこの超過米の扱いを、財政的にも管理面でも運用面でも検討しなければならぬ宿題じゃないかというふうに申し上げておきたいと思えます。

次に、検査米の横流れの問題なんです。これ先ほど伺いましたら、長官は残念ながら数量的に実態把握しておりませんと、こう答弁がありました。が、私は、これはいみじくもいまの食糧庁の姿勢をあらわしたお話だと思つたんです。なぜかと言いますと、現行法の中でも食糧法の第十三条で、食糧法第十三条によりまして、「主要食糧ノ生産費、生産高、現在高及移動ノ調査」というふうなことで調査報告聴取、臨検検査ということがやれるようになっていっているのは指摘するまでもなく御承知のことと思えます。それで、このことを使

って、昭和四十七年から四十九年にかけてのモチ

米の需給が逼迫したときに、この条項を活用して実際に在庫の調査等を進めたという経緯も御承知だと思えます。さらに、直接この法律との関係ではなくとも、本年四月一日で米価改定ということもあつて在庫量の調査もしているはずですね。とすれば、いま重要なこの法の審議、改正のための議論をしているときに、一番大きな問題になっておりますこの不正規流通の中の特に検査米の横流れの実態について、こういう条項を適用すれば調査できないはなかったのじゃないか、こう思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 御指摘のように、正規の取り扱い業者の流通量ないしは在庫量等につきましては適正に把握するように努力しておるわけですが、いよいよやみ業者というものがいつまでも、本来どこでどういふものをやっているとあるわけが必ずしも明確でないというところがあるわけがございますので、これをあらかじめ臨検調査することにつきまして十分な手が及んでいかなかったという実態にあるわけでございます。

○下田京子君 十分な手が及んでいなかったかではなくて、本当にやる姿勢があつたか、なかつたかということが問われるのではないかと思います。大臣、うなずいていらっしゃるから御感想を。

○国務大臣(亀岡高夫君) 今度のこの食糧法の改定が御可決したただけに際しましては、そういう点を、やはり食糧庁職員全体といたしまして、食糧制度の使命の重大さを認識しながらそういう点をきちんと仕事をやっていくように努力をしてまいりたいと思えます。

○下田京子君 これは、やれたのだけれどもやる姿勢が不足していたという点が明らかになりました。

次に、無登録の実態という点で、これは川下の方からずっと追跡していけば可能じゃないかと、こう私は思うのです。なぜならば、食糧庁からいただいた資料によりますと、五十四年度で東京、

神奈川、愛知における無登録販売の警告件数、これ各自自治体からつんだものを食糧庁の資料でもらっているわけですね。東京で三百六十二件、神奈川県で二百十件、愛知で四百八件。ですから、県を通じて把握しようと思えばできるはずではないだろうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 御指摘がありましたように、それぞれの都道府県におきまして無登録店の販売に対する警告を行い、その是正について指導をいたしておるところでございますが、それらにつきましての数量的な把握につきましては必ずしも十分でないわけでございます。この件数から逆に全体を把握するところまで至っていないわけでございます。

○下田京子君 明確に実態と合つた形での数字が出てくるかどうかは別です。ただし、川下から、つまりいま言うように、食糧庁にどうなんだと聞いたらいや、これは県から報告をいただいたものですけれども、警告件数が出てきていますわけですから、少なくともその警告されたお店がどこにあるのか知つていられるわけですね。そこから調査していけば、お米がどういふルートで、どう行つていられるかということがわかるよというの、ほとんど大方の人たちの意見だつたと思うのです。そういう調査をなぜやれなかつたんでしょうかと私は言つていられるのです。とにかく、やろうと思えばやれたことだけれども、やらなかつたという事実はここで明らかになつたと思うのです。

その次ですけれども、東京都の実態でさらにお話し申し上げますと、東京都の米穀課に行つてお話をいろいろ伺つてまいりました。それによりますと、五十三年度六月から五十六年度五月末までに延べ二千二百七十五業者に当たつたのですね。そうして第一次警告を発表しました。その第一次警告は全体で三十六回にわたつて延べ六百四十五店になります。この第一次警告により販売を中止したお店が八十四店です。それから第二次警告をさらに

発送しました。十四回にわたつて延べ三百八軒で

す。二次警告により販売を中止した店舗数は二十四軒、こういうふうな地方自治体では苦勞してやうっているのです。

この資料、今度は警告書を出すだけじゃなくて、いろいろと本当にもう実効あるものにしたいたいと思つていられるけれどもなかなかやれないという点で、一つは体制の問題を挙げておりました。都のお米関係の仕事をしていられる職員は九人だそうなんです。それで、さらに十分な監視や何かをやるという点では、いろいろ後でまた述べますけれども、他県、幾つかの県にまたがって無登録業者のところを卸をしていくというふうなこともあつたりで、なかなか都だけでは対応できないと、こういうふうな言つていられるわけなんです。この実態について食糧庁はどういうお考えですか。

○政府委員(松本作衛君) 各都道府県において、特に大都市において、このやみ米の取り締まりについてわずかな人員で非常な御努力をいただいておりますことは十分承知をしております。この点につきましては食糧事務所が一体となりまして努力をいたしておるわけでございますが、今後、先ほど大臣がお答えいたしましたように、新しい食糧制度のもとにおいて十分な体制をとっていくよう漸次努力をしてまいりたいと思つております。

○下田京子君 新しい食糧制度の中で、こういう監視体制も含めたチェック体制で強化するというお話が後にあつたのですけれども、特別に何かこういう財政的な、人的なものをお考えなんですか。それとも、そういうものではなくて、相違わらず知事任せで、そうして現状の中でいろいろとおしりをたいていくという話なんですか。

○政府委員(松本作衛君) 販売業者の許可制につきましては、これは都道府県知事の許可というところになっておりまして、都道府県知事において第一次的に指導をお願いするという体制は従来と同様でございますが、その際におきまして、国の食糧事務所におきましてできるだけ一体となつて協力をし、指導、監視をいたしてまいりたい。それからまた、関係取り締まり機関に対しても適切

な協力をお願いしたいというふうに考えておるわけでございます。

○下田京子君 それはまた最後にお聞きすることにして、警察庁、いまお話しお聞きいただいて御存じだと思ふのですが、東京都の場合につきましては、この警告にわたる点についてはすべて警視庁の方にその旨通告しているということなんですけれども、都の方から警視庁に通告されたことについてどういふふうに対応されてきましたか。

○説明員(内田文夫君) 警視庁におきまして、東京都の方から、いま先生おっしゃいましたような無登録業者に対しまして警告指導等が行われている状況について連絡を受けているということは承知をしております。ただ、東京都におきまして、警告等の行政措置によりましてこの無登録販売を是正するといふ基本方針で臨んでおるといふことでは、したがって、警察に対する告発等の措置についてはきわめて慎重に考えておるといふように私の方は聞いておるところでございます。したがって、いま申し上げたところでも、その所管行政庁と連絡をとりながらまたこれに対応していただいているわけですが、現時点におきましては所管行政庁の考え方もそういうようなことでございまして、その所管行政庁の適正な行政措置によりまして実効を期待しているというのが現状でございます。

○下田京子君 警察庁の方では、都から出先の警視庁にいろいろその警告の中身を伝えていただいているけれども、しかし、その所管省庁である農水省がこの件については非常に慎重なので、対応も慎重にやっております。こういうお話かと思うのです。これは、きのう参考人の方にもお聞きしましたら、小売の皆さん方がこう言っているのですよ。やみを取り締まってくれと言っているのだから、やみをいだらうと、だから、あなたたちが守っていないということになるのでなかなかこれは大変なんだと、だからみんな監視してやってくれだといふと協力をお願いされたといふ、この委員会でも皆さ

ん方がお笑いになったという経緯があるのですけれども、実際にこれだけやっていて、それが警察庁が警視庁を通じてきちんとした対応がとれないということになれば本間に問題じゃないかと、こう思ふのです。今後の対応はどうします。

○説明員(内田文夫君) 私の説明不十分でちょっとあれだったのかもしれないけれども、いわゆる東京都の方から警視庁の方に連絡が来ておるわけでございます。そして、東京都と警視庁の方ではいろいろ話をしておるわけでございます。その中において、私が申しましたのは、いま東京都がいわばこの所管行政官庁になるわけでございますけれども、やはりいきなり警察力によってこれに対応しようとするのでなしに、警告等の行政措置の積み重ねによって対処していきたいという基本的な考え方でも臨んでおる、したがって、東京都におきましても警察に対する告発等の措置をとるということについてはきわめて慎重であるということをお願いしたわけでございます。

今後といたしまして、われわれといたしましては、これらの東京都の全般的な問題でございまして、食糧庁を初め各都道府県ともよく連絡をとります。もちろんこの行政措置が十分に効果が上がるよう、そのために警察的な取り締まりが必要であるということになるならばそれだけの対応をしてまいりたいと、こう思っております。

○下田京子君 今後対応するといふのですから、どうかというところはこれは推移を見たいと、こう思ふ。

ただ、一点繰り返し申し上げますと、逆に、警視庁のところに何度も警告した実態を知らせていて、指導をやってくれと言ふのに逆陳情を受けるなどというようなことがないようというところは強くお願いしておきたいと思ふ。

とでやりただけでなかったわけですね、結果として。そういう中で都の方が、これは食糧庁長官御存じだと思ふのですけれども、去年、五十五年の九月十三日付、都知事から、「不正規米に対する措置について」ということで要望が出ておると思うのです。この要望に対して食糧庁としてどういう指導をしたのかという点でお聞きしたいのです。――神奈川県にやみの御三家といふのがあるそうです。長官御存じですか。「神和食糧」とそれから「株式会社いしかわ」、それから「株式会社藤又」、これが神奈川県にやみの御三家と言われているそうです。このやみの御三家を本場に規制したらば、東京都内にある無登録店の約八割は取り締まることのできると、こう言っているのです。これはもうはつきりしていることですから、それで他県にわたりますし、だから都知事だけではどうにもならないわけですね。そういう中でこの不正規米に対する措置を要望しているのです。全部読むと時間もないから申し上げませんが、最後に、「東京都におけるこのような米穀流通状況を考慮のうえ、早急に不正規米に対する国の措置と、自治体に対する適確な指針を出されるよう強く要望いたします」と。昨年九月です。この神奈川県にやみの御三家を含めてどういふ事態の中で都側から出された要請についてどう対応されたのか。

○政府委員(松本清君) ただいまいろいろと御指摘がありましたように、また東京都の方からも、昨年の九月十三日にその御指摘のような要望書が出ておるわけでございます。私もその要望書を見ては、それらの個別の問題につきましても対応というものについても努力をしなければならぬことは当然でございますが、しかし、現在の食糧法の体制のもとでは、実態をいまして、法律のたてまえと実態との乖離がいろいろある点で出ておるというところから、取り締まりを厳格にするということにもおのずから限界があるというふうな事情がありますために、今回の法律改正というふうな形で、だれもが守れる食糧法にしたいといふような法律改正にも踏み切った次第でございます。このような地方自治体の意向等も参酌いたしますと、できるだけこの法律を制定していただきまして、この法律に基づいた適正な指導を国、都道府県一体となって進めてまいりたいというふうな考えでおるわけでございます。

○下田京子君 いいですか、法律のたてまえと実態が乖離しているということなんですけれども、東京都で本場に無登録業者を取り締まってくれと、神奈川県にやみ御三家といわれるところから、都知事から手をつけたら何とかなるんだから、だから国はどうしてくれるんだと、じゃ都はそれ以上どうしたらいいんだと、こう言っているのです。そのことについて、おのずと限界があるといふ、おやりにもならないで限界とは何でしょう。私はここで何も議論を交わすつもりはありません。本場に食糧庁、政府はこのやみ問題といふことを真剣に取り締まるという姿勢があるのだからと大変疑問わしく思っております。といひますのは、その「いしかわ」と「藤又」の姿勢にいまの食糧庁の長官の答弁が全く反映しているわけですね。なぜならば、東京都が苦勞して事情聴取もしています。そうしたら、「いしかわ」のこのやみ業者は何と言っていると思ひますか。東京都内には三十三店から四十店舗持っています。堂々と都の職員の前で話しているのです。そして、今後の問題についてだけれども、現在の流通体制にぜひ入りたいたい。それで、少なくともそうだったら、あなたおやめなさい、せめて半年でも一年でもやめたらどうだ、こう言ったら、その「いしかわ」は何と答えたと思ひますか。やめろなんてとんでもない、生活権にかかわると言つて強弁しているんです。そういう形で、この人は月の商いの額が約四億円だそうなんです。扱っているお米はすべて検査米と書いておられます。「藤又」の場合はどうでしょうか。都内に二十五、六軒持っているそうです。そして、

今後、法改正後正規の卸の資格をもらいたいと堂々と云っています。要するに、本当にこういう実態を都側が業者を呼んでやっている、しかし、それを、おのずと限界があるなどという言葉は、おやりになって、そして何が限界だったかという結果から出てくる言葉ではないでしょうか。なぜこういうことを野放しにしているのですか、再度お聞きします。

○政府委員(松本作衛君) 私どももいたしまして、決して野放しにしておるつもりはございませんで、都道府県と連絡をとっておるわけでございまして、その結果、ただいまお述べになりました「いちかわ」につきましても、神奈川県におきまして警告を知事名文書をもって警告書を発しております。また、「藤又」につきましても、同様に、神奈川県において警告書を発しておるというように、指導、監視をいたしておるわけでございまして、このような実態を、やる際には現地の食糧事務所とも十分連絡をとりながらやっておるわけでございしますが、ただ、そのやり方につきまして十分でないという御指摘を受ければ、そのようなことにつきまして反省をする余地があるというのを申しておるわけでございます。

○下田京子君 反省する余地があり——大いに反省する余地があると思います。

さらに私は具体的な実態をまた述べますが、先日、東京都の墨田区に参りました。墨田区で無登録販売をやっているお店なんですけれども、ボックス秋田というスーパーなんです。お米の特売をやっておりました。庄内ササニシキ一〇〇%で五キロ詰め二千九十八円の大特価。十キログラムに直しますと、四千三百九十六円。正規の小売の方はとても売れない、もう原価もぎりぎり、こういうことを言っておりました。

その中には、東京都で決めた表示はありません。掲精工場もなし、掲精工月日もありません。もちろん価格の表示もない。ただ、いろいろとお米のおいしい飲み方といった最後に書かれていたのが気になりました。私、袋を買ってきて見せたか

ったぐらいなんですけれども、やみ屋さんからばからしいから買ってきませんでした。おいしい炊き方ということで、炊きたて二時間以内に食べてくださいという注意書きがあったのです。掲精工場もなぜなかったかと思ったら、掲精工場があったら追跡して行ったらわかつちやうわけですね。だから入っていないんですよ。これは念のために私、写真をお見せいたします。大臣。二枚ほど撮ってきたのですけれども、ごらんください。おわかりでしょう。大華社、庄内ササニシキ一〇〇%だということ。単品でなかなか入らないというんですね。希望しただけも入らない、しかもこの価格でなんてとても売れない、こういう実情なので、これはもうちょっと大変だと思っておた。

そこで、公正取引委員会にお聞きしたいのですけれども、一つは、こういう原価からいきますと、本当に中身が本物庄内一〇〇%なんだらうか。価格から推して中身との問題でこれは問題がある。

それから、原価を割って売るといふような形になりますと、不当販売というふうなことになるでしようし、いろいろ問題があると思うのですが、どうですか、どういふ点で問題があらいたと思いますか。

○説明員(波光巖君) 御質問には表示の問題と価格の問題とあったと思いますが、表示の問題につきましては、従来から農水省におかれまして、配給米表示実施要領が定められておりました。これによって指導をされておるところでございします。公正取引委員会としても農水省の措置に期待をしておるところであります。もちろん、米の品質につきまして一般消費者に著しく優良であると誤認されるということで、景品表示法の不当表示の要件に該当すれば景品表示法の対象になるということでございますが、先ほど申し上げました実施要領によりまして、必要な表示の義務づけだとかあるいは不当表示の禁止など詳細に定められておまして、これによりまして従

来から指導が行われているということでございします。まず第一的には農水省の規制に期待したいというところでございます。

それからもう一つ、価格の問題でございします。安価価格が独禁法の不当販売に該当するか否かというところでございしますが、これは一般論で申し上げれば、大規模な販売店等が仕入れ原価を下回った安い価格で販売する、これによりまして多数の小規模の小売店が著しい影響を受けるということ、公正な競争を阻害するおそれ強いものについては不当販売になるというふうに考えております。

○下田京子君 中身が違ふという点で言えば不当表示、不当に安い価格で売って周りに経済的影響をという点になれば不当販売だというお話になったと思うのです。いずれにしても、農水省にまずその対応を期待するということなんです。こういう点で、きちっとな警告等も含めて対応されて来なかったのでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) ただいま御指摘がありましたような不当に安い価格というものは、恐らく表示と内容とが食い違ったものではないかというふうに考えられるわけでございしますが、やみ米であるというふうなことでございします。当然そういう点で明確にチェックができないという実態になっておったと思うわけでございします。このような実態がもしも正規米の世界で起こるといふようなことにつきましては、従来とも十分な指導をしてきたつもりでございしますが、やみ米につきましては、先ほど来御指摘がありましたように、十分な指導が行き渡っておらなかったという点を反省をいたしておる次第でございします。

○下田京子君 なぜやみ米を取り締まらなかったかというの、体制なんです。それともどこに問題があつておやりにならなかったのですか。

○政府委員(松本作衛君) やみ米を全く取り締まっておらないわけではないわけでございしますが、やはり先ほど来申しておりますように、従来の食糧制度全体が、制度のたてまえと実際の間の非

常な食い違いが現実一般化したしております。そのために食糧法に対する遵法精神が低下をしておったというふうな実情があるわけでございまして、どこまで取り締まれば法律どおりに強制をしていくかというふうなことにございまして、明確な、現実的な判断がしにくかったというふうな事情もあるわけでございします。そういう意味からすれば、体制としてやみ米を徹底的に取り締まるということができにくい状況になっておったというふうに申し上げざるを得ないと思ひます。

○下田京子君 いままでずっと私の議論を振り返って思い起こしていただければわかると思うのですが、現状追認のような形で、やみをつくっておいて、具体的に取り締まるのができないでいて、それでもついても法律全体からいけば、この法の立法精神から低下しているんだと、こういうお話ですけれども、そうではないことは繰り返して私申し上げていますが、現行法でも、そしてなおかつ今度の改正法案でも、あの十三条等も含めていろいろ調査したりしながらやれるのですよというお話は、これは否定できないと思うのです。やっぱり姿勢だと思ふのです。

これは一つそのいい例だと思ふのですけれども、ことしの二月に、「食糧法改正の趣旨及び内容について」ということで、本法の経緯をずっと述べられているのです。その中に一つ大変気になるところがあるのです。丸紅事件の話をしまして、「もち米買占めに係るいわゆる丸紅事件の判決では、有罪としながらも判決理由の中で「行政及び立法政策の不備が一般国民の食糧法に係るじゅん法精神を失なわせたことは否定できない」と指摘している」と、わざわざここを取り出しているのです。裁判でもこう言っているよ。ところが、これは全く都合のいい書き方だと思ひましたのは、裁判の判決精神全体を述べていないですね。都合のいいところだけ述べている。有罪になったと。なぜ有罪になったかというところが大事なんですよ。有罪になっている

そここの大きな一つの決り手になったのは、購入券制度が現実に実行されていないこと、しかしそれと比べてそのやみ行為をやったというところはこれはもう別なことで、そのやみ行為をやったことそのものは非常に反社会的だ、そういうことをきちんと述べているのです。だから購入券制度が使われてない云々というのは別なことで、こういうことでもって、あの丸紅事件の判決のときには有罪というのを非常に出しているのです。そしてそのやみ行為というのを非常に出しているのです。こういう指摘をしているわけなんです。

ですから、こういう経過等も踏まえましたら、本当にいつでもなやみきちんとやれなかったかと言ふと、いやもう実態と法律が乖離しているからだ、だからだれでも守れるような法律にしているのだ、こういうお話を繰り返して言われているのですけれども、もうやろうと思つたらできたんだという話なんです。つまり、そして判決そのものも趣旨は違ひますよ。問題点は指摘しつても、やみそのものがいいなというところは言っていない。ですから裁判でやればきちんと取り締まられる、有罪になるんだということをなぜ取り締まらなかつたかということなんです、私の言いたいのは、大臣いかがですか。

○国務大臣(岡岡高夫) 法治国家である以上は、法律に違反した事案につきましては厳正なる態勢で臨まなければならぬことは御指摘のとおりでございます。裁判所が丸紅のモチ米の買ひ占め問題についてそういう判決を下したのは当然と考へます。

したがういまして、なぜそんな空気がなつてしまつたのかと、ここを私はこの提案理由のときも、また質問にお答へする過程におきましても、その辺の気持ちを私としては申し上げてきたつもりでございます。やはり食糧管理をしておる長年の一つの情性でも申しますか、もうどうせ政府は取り締まらないうのだから、何をやってもいいんだという気持ちでやういふ業者に与えておると、そこが私は非常にわれわれとしては、行政の立場にあ

る者としては厳しく対処しなけりやいかぬと。したがって、これはやはり一つの機会がありまふと、なかなか急激に変えるということも困難でございますので、まあ食糧法をとにかく改善をする、改正をするというのをきつかけにして、ひとつ大方の方々がまじめに法律の趣旨を生かして、それに従つて営々と困難な中を仕事をしておる中、法の意向に反して、また取り締まりや指導が適切を欠いたというのをいいことにして、その法律の合間合間を抜けてもうけ仕事をやる、しかもそれが主食であるというやうなことは私は許しなかりやいかぬと、こう思ふんですね。したがって、そういう面についてはやうばりお互い行政の立場にある者はきちんとしなけりやいかぬ、けじめをつけなけりやいかぬと、こう思ふわけでございます。したがういまして、この食糧法の問題に取り組みまして以来、今日までそういう方向で行政当局に対して厳しく指導をいたしておるわけでございますので、私は現在御指摘いただきましたやういふ会社なり業界なり、業者なりがまだにやういふことをやっておるやうなことであれば、やはり厳重に警告を重ねてやういふ処置をとるべきである、こう考へるわけでございます。

○下田京子君 やみを野放しにしてきた行政の責任をお述べになりまして、何かきつかけにしてきちんと取り締まる必要がある、やういふお話かと思ふのです。そのきつかけはいろいろあつたと思ふので、それは繰り返して申し上げませんが、それでは、政府が言われているこの法改正との関係で、私は不正規流通防止のために以下三点について確認したいのです。

一つは、先ほども長官がお述べになりました、都知事だとか、やういふ地方自治体の委任というだけでなくて、食糧事務所がきちんと積極的に対応してやういふことですが、これは念のために間違ひないかどうかという点でお尋ねしておきたいのは、都の職員はさつきも言いましたやうに九人なんです。都内の食糧事務所に

お勤めになつておる職員というのは三百四十人いたがういふ、これはぜひやうばり積極的にお願ひしたい。

それから二つ目には、今回の法の第三十一条にあると思うのですけれども、指定を受けずに業務を行つた場合のいろいろな罰則規定だと思ひますね。三年以下あるいは三百万円以下の罰金刑というふうなこともありますが、これをきちんと守つて指導されるかどうか。

それから三つ目には、まさかやみ業者を正式の業者に認めるなどということがないやうに、さらにはまたその不正規の卸をそのまゝにして代理店

のやうなかつこうで認めるやうなこともないやうに、この以上三点確認していただきたいと思ひます。

○政府委員(松本俊作) いまお述べになりました三点につきましては、御指示の方向で努力したいと考へております。

○下田京子君 次に、消費者保護の問題なんですけれども、さつきも公取委の方にもお尋ねして、また大臣、写真もごらんになったと思ふのですけれども、揚精工場や揚精年月日、それから正味の量、価格も書かれていない、やういふやうな状態では大変消費者にとつて責任を回避していることになるのじゃないかと思ふのです。食糧庁は指導

されていふ言ひをしておりますし、また食糧庁のいふやうなモニターによりまして、表示があればやうばり選別の目安になつて便利だと思ふやうな人たちが約七割近くもいらつてやういふやうな人

という点から、揚精年月日や工場等をきちんと入れさせていくということは大変重要だと思ふのですけれども、どのように指導され、また、今後どう

いうやうに定着させていくやうなお考へでしうか。

○政府委員(松本俊作) 表示につきましては従来から消費者の方々からも適正な表示についての御要望が大きかつたわけでございますので、昨年来全国的にこの表示内容を明確にいたしますやうなことにしております。ほぼ全県におきましてこの表示の仕組が明確にされた次第でございます。

この表示の内容といたしましては、ただいま御指摘ありました揚精年月日等についても明確にいたしますはか、品質別の原料構成というものを明確にいたしまして、その品質内容が消費者にも十分わかるやうなやうな表示をいたしておるわけでございますが、これらの表示の内容につきましましてはできるだけ消費者にもよくわかつていただくやうに、今後ともその理解を浸透させるやうに努力してまいりたいやうに考へております。

○下田京子君 今後も徹底しておやりになる、その姿勢は評価いたしますが、具体的にどのやうに徹底されるおつもりでしうか。

きのうも参考人の方がお話しになつておるのを長官お聞きだつたと思ふのですけれども、主婦連の方ですか、調査しましたら、やういふ五十五年の九月から新しい表示になつたことを御存じであるという結果は約四三・一％の人で、何ぞ知つたことなつたならば、マスコミで知つたやうな責任を持つてやういふたやうな話があるやうな話から、それをどうやって徹底させるのかというのが一つ、それから表示を徹底させただけじゃ問題で、本当に中身と一体なのかどうかという

ことでチェックもしなければいけないと思ふのです。だから、やういふチェック体制をどうやうに

ふにしたいのか。

○政府委員(松本俊作) 表示の内容につきましては店頭で明確に表示をさせまして、小売店の段階で、消費者と接触する段階でまずそのPRを明確にしたいと思ひます。

それからまた、米の会というやうな形で、小売店と消費者との連絡をとる会合等を設けさせてお

りますので、やういふ米の会の消費拡大事業を現在やっておりますが、やういふ地方公共団体等を通する消費者との集まりの際にも明確

にしていくやうな形で、そのほか情報機関

二二

すから幾らでも化けられると。こういう体制をどのようにお考えになっているのか、まず感想をお聞かせください。

○政府委員(松本作衛君) 商社におきましてもやはり酒米、モチ米等の買付け代行をやっておるということは承知をいたしておりますが、ただいまの人員等につきましては、むしろ雑穀全体等をやっておりますので、米だけに主力を置いておるといふふうには必ずしも理解をしておらないわけでございます。私も、こういった商社が既存の米の流通業界に直接介入してくるといふふうには考えておらないわけでございます。

○下田京子君 まあ商社がお米の流通に介入してこないかと言ふことも断言されてはいますが、私は、くさくさといふかと言ふよりも、商社がマル自制度発足以来酒米の買付け代行という点で、酒米というものは主にもかき得るのですし、さつきも言いましたが、やみ米を買ひあさっているやみ業者の中で雑穀商が非常に多いといふことから、これは気を付けなければなりませんし、事態を見ていかなければなりませんといふことは私は重ねて申し上げます。

その次に、よく行政改革で議論になっておりますが、天下りの問題なんです。商社への天下りの問題で、これが行政と企業の癒着という構造をつくり出さないようにということを願って紹介したいわけなんです。食糧庁がいわゆるいまのマル自制度を、自主流通米制度をスタートしたことを契機に、これは人事院の「営利企業への就職の承認に関する年次報告」というのをいただいてそれをいろいろ見ました。その中の主なものを拾ってみますと、四十五年の八月二十一日承認で、大阪の食糧事務所長が三井物産に天下り。それから四十六年の五月二十二日承認で、元東京食糧事務所長が三菱商事に。そして昭和四十七年に福井食糧事務所長が丸紅に。また昭和五十年に兼松江南株式会社元神糧食糧事務所長で食糧庁の総務部調査課長が天下っておりますし、最近は五十五年の四月、東食に事務管理改善室長が天下っております。

ます。こういう問題についてどう対応されますでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 食糧庁といたしましては、人事管理の硬直化を避けて新陳代謝を図り、またために職員の退職を勧奨いたしておるわけでございますが、この退職を円滑に進めるために、職員の再就職については、本人の能力を生かす場所があればこれは認めていくことはやむを得ないといふふうには考えておるわけでございます。この場合におきましても、国家公務員法等の規定のりつつ人事院とも御相談をして運用をいたしておるわけでございます。このような就職が、私どもとしては決していわれる癒着というふうな問題にはならないといふふうには考えておるわけでございます。

○下田京子君 企業と行政の癒着構造という点でいろいろ批判の対象になっておりますから、そういうことがないようにという点では重ねて希望をしたいし、また監視もしなければならぬといふことを申し上げておきます。

次に、いろいろ商社の動きについては厳重に監視していただきたいのですけれども、特に株の取得による進出というのが私には一番これは可能性のあるのではないかなと思ふんです。現に千葉県に調査に行きました際に、卸業者の中の「ユアサ・フナシヨク株式会社」、これはシェアは低いのですけれども、日商岩井が七十五万九千株保有しております。その他、商社ではありませんが、金融機関が三・四％の株保有ということになっております。

それから、東京の卸業者の中で「日本マタイ株式会社」というのがあるんですが、これは一部上場会社ですけれども、筆頭株主が三菱銀行で百五十万株です。それから三菱信託が七十万株、三菱油化が約四十九万株、この三菱グループだけでも約一三％の株式保有割合になります。これも商社直接でないけれども、大手企業、しかも金融機関の進出という点で、資本力に物を言わせていろいろ予想されることは否定できない。

それから「新潟県米」の場合ですけれども、これは三井物産が二十万株で筆頭株主になっておりますし、第二位が日清製粉で約十一万株と、こういう状態であります。

ですから、衆議院の農水委員会がわが党の野間議員に対しても、こういう大手の商社の進出という点については実態を調査していくと、こういうことを申されておったかと思うのですが、許可更新時だとか、あるいは一定の必要が生じたときの在庫量の調査だとか、そういうものも含めまして、株がどういふふうに移動しているかなんという点で十分に監視の目を光らしていただきたいと思ふわけでは。

○政府委員(松本作衛君) ただいま御指摘がありましたような点につきましては、私も、たとえ「ユアサ・フナシヨク」等につきましては米の割合が一〇％ほどの会社でございます。それ以外いろいろ活動との関係でそういった株の取得関係が生じておるものといふふうには考えておりますが、御注意がありましたような点につきましては、今後の集荷販売業者におきまして指定許可の段階において十分に注意をまいりたいと思ふます。

○下田京子君 私、自主流通米問題全体についてもお聞きしたかったのですが、限られた時間で、あと十数分しかなくなりました。これはまた別途御質問したいと思ふのですが、特に私は自主流通米の中でも特別自主流通米の問題で以下数点にわたり質問したいのです。

きのうも参考人の意見を聞いておりましたら、北海道農民連盟の岡本さんですか、この方は、一俵も農家の人が二百円も負担してそれで流通に乗せているという点で大変疑問だというお話をしておりましたし、それから全中の榊常務さんも、市場リサーチという意味はあるけれども、生産者や何かの理解を得てやられていられるのでこれまた大変問題であるという話があったかと思ふのです。この点で、生産者に対して非常に負担をかけているかと思うのですが、その点をどう認識されているか

という点でお聞きしたいと思ふます。

○政府委員(松本作衛君) 四、五類米につきましては、従来政府の直接買入れ売り渡し操作だけを行っておりましたが、その間におきまして消費地においてなかなか販売が進まないといふことで、全体の過剰傾向の中におきまして四、五類米の売却率が非常に落ちたという実態があるわけでございます。したがって、今後は生産地におきましてもこれらの四、五類米の販売努力というものをしながら、新たな市場の開拓ということの御努力をお願いしたいといふことでお話し合いをいたしたわけでございますが、生産者団体におきましても、このような特別自主流通米制度をつくって市場の確保、開拓に努力をしたいといふことで、昨年度から四、五類米の自主流通制度がつけられ、これに対しましては政府としても自主流通米の助成をいたすこととしておるわけでございます。

今後におきましても、私どもとしてはこの四、五類米の適正な市場における評価を確保し、さらに四、五類米の市場の拡大ということを生産者も努力をしていただけて進めていくという点におきまして重要な役割を持つものといふふうには考えておるわけでございます。

○下田京子君 私は生産者にとつてどんなメリットがあるかという点でまずお聞きしたと思ふのです。

で、確認したいのですけれども、政府も一定助成しているということなんです。現在聞いたところによりますと、政府買入れ価格は一万七千五百二十円、これは聞いたところではなくて実際にあります。売り渡し価格が一万五千十三円。その他に運賃だとかいろいろな経費、これが約二千元だと思ふと、国の助成金が現在千八百五十円だったとすれば、実際に生産者にとって私はメリットになつていないのじゃないか、こう思ふんですが、それはどうか、こう聞いたのです。

○政府委員(松本作衛君) 直接的には御指摘のよう、この特別自主流通米の建て値が政府売り渡し価格と同額でございましたから、それから経費を差し引き、それに自主流通米の助成金を乗せましてもお二三百円ほどの不足が出るということとは実態でございませう。

しかし、この制度の生産者に対するメリットといたしましては、やはりいままでのような形で四、五類米の評価が固定し、それによって四、五類米の需要が縮小をいたしまして生産自体に非常な問題を投げかけるということを回避いたしますためには、やはり短期的にはこういった点を御協力をお願いしながら、将来に向かって市場開拓のための努力をいたしたくということとは、生産者にとっても長い目ではメリットになるというふうな考えでございませうし、地元生産者におかれましては、この点の御理解を得てこういった制度に踏み切っていただいたものというふうな考えでございませう。

○下田京子君 長い目で見てメリットになるはずだよということですが、確認したいのですが、実際に一俵当たり農家が手取り額で二千三百円マイナスになるというのは事実ですね。

○政府委員(松本作衛君) 道外販売の場合が二千三百円、道内販売の場合は約千七百円程度ということになっております。

○下田京子君 それから、長い目で見ればメリットになるというその市場の開拓の話なんですけれども、これはどういうことを意味しているのでしょうか。

つまり、政府はお米は全量管理なんだよ、こう言っているわけですね。現在もお米が希望しないと言っても、あるいは希望した場合はもちろんですけれども、いままでは割り当てでやってきたわけでしょう。今度は割り当てでなくしていくというところでしょう。そういう中で市場開拓しろというこれは一体何を意味するのでしょうか。これは特別自主流通米に限らず、いま新潟のコシダとか何かと言われているいわゆるおいしいと言われ

る自主流通米の方でも、非常に売りさばくための、何といひますか、産地間競争が激しくなってきたというのですよ。そういう産地間競争を非常に激しくしていくということの意味することになるんじゃないですか。

○政府委員(松本作衛君) 従来、四、五類米が政府の管理、直接の買い入れ売り渡しの対象になっておりましたので、やはり生産者団体において直接市場の動向を察知するというような機会が少なかったわけでございます。したがって、この自主流通米という形で、生産者団体とそれから卸売団体との取引によりまして市場が開拓されていくということになりますと、市場の動向というふうなものも生産者がより的確にこれを把握することが可能になってまいりますし、それに対応した品質の米の生産というふうなことも可能になってくるわけでございます。事実最近におきましては、北海道においてもこの自主流通米を契機として産米改良の熱が非常に高まっております。このように聞いておられるわけでございますが、そういった品質改善の努力と相まって市場に対する販売を確保していくということが可能になってくると思うわけでございます。あなたが単なる市場競争というふうには考えておられないわけでございます。

○下田京子君 このことが、特別自主流通米制度がきっかけになって産米改良が出たというのは、やや言い過ぎじゃないかと思うんです。ただし、そういう機運というのはわかりますけれども、その結果どういう現象が起きているかといえれば、いま現在特別自主流通米で流れているのはどんなお米かというところ、北海道の中でも特に一等米を当てているわけでしょう。一等米を当てていまして、そういうことになれば、実際に政府売り渡し価格よりも市場原理だということでもって安くしたかというところ、北海道の場合だと予想されるんです。こういうことがもし出てくれば、本当に質と価格が一致しないということだ出てくる。非常に問題だと思ふのですが、どういふふうにこれは御認識

されますか。

○政府委員(松本作衛君) 同じく五類米と言いましても、その中で差があるわけでございますが、現在は政府が買い入れる場合には一律の価格で決めておられるわけでございます。それからまた北海道の米といひましても、必ずしも五類米ばかりではなくて、それ以上の品質の米の生産も可能になってきておられるわけでございます。そういった品質に近づいた価格の形成というものが自主流通米ルートを通じてできるといふことを考えておることだけにはならないと思っております。

○下田京子君 しかし、いま言いましたけれども、市場開拓というのは、いままでは割り当てだったからまあさばけたけれども、要らないよという中であらう市場の動向を見ていくことになるわけ、いろいろ市場の動向を見て価格形成が行われるわけですからね。実際として政府はとにかく一律に一定の価格で買い取るわけですが、政府買い上げのお米よりもいい一等米であるにかかわらず、特別自主流通米だと言つて市場の原理でたかかれるというところは実態として起きているわけですから、そういう実態をつくり上げていくという点ではやはり問題でありますし、特にこれは食糧法の第三条の二項の中の「再生産を確保する」という点から言つてもまた問題である、こう思うわけですね。

○政府委員(松本作衛君) 政府売り渡し価格におきましては、五類米の価格とことしの特別自主流通米の五類米の価格とは同額でございませうから、政府の価格よりも安くなったということにはなっておられないわけでございますが、今後の動きといたしましては品質に近づいた適正な価格形成が期待されておられるわけでございます。

なお、五類米の販売につきましては、今後におきましては政府取扱米が主体になるわけでございますから、政府取扱米につきましましては、それに応じた需要の確保を図っていくという努力を今後ともいたしていくわけでございます。この自主流通

通米だけで五類米を流通させようというふうには考えておられないわけでございます。

○下田京子君 最後にありますけれども、はっきりした点は、特別自主流通米が農家生産者にとつて当面にたく手取り額で減ると、これは実態でありますし、それから、現実の問題として、今日減反政策の拡大という中で一つの大きなことになっているというの事実です。さらにまた市場原理を云々ということでも市場開拓しないといふ方向が心配されるという点で、これは再度大きな角度から検討を要す問題ではないかと。最後に大臣の答弁をいただいて質問を終わります。

○委員長(井上吉夫君) 時間が参っておりますから、答弁は簡便に願います。

○国務大臣(高橋武夫君) 御趣旨を十分体しまして食糧庁の方に善処させます。

○喜屋武眞榮君 きょう六名の参考人の方のそれぞれの立場からの率直な御意見がございました。私は、それを謙虚に受けとめて、自分が考えておること、このこととつなぎ合わせて質問をいたしたいと思ひます。

その前に、きのう六名の方のそれぞれの立場からの御意見の中で、たしか主婦連合会事務局長の清水鳩子さんの声だったと思ひますが、こういうことを言っておられました。一体参考人の意見がどつどのよう改正案に織り込まれるのでしょうか。そういったような疑問を投げかけておられました。もちろん、きのうの参考人の御意見は、委員であるわれわれの審議の参考にするための意見でありますから、直接政府の耳には入らなかったと思ひますが、それを受けてわれわれは審議をするわけでありまして、間接にはその参考人の意見というものがあるわけで、間接にはその参考人の意見が行われると、こういうことになるわけでありまして、そのようにひとつ受けとめていただきたい、こういうことを最初に申し上げておきたいと思ひます。

それで、農民連盟の代表の方の御意見の中で、この法は農民に大きな不安を与えておる、大きな不安を持っておる、こういうことがございまして、それは、一つには価格の格差が拡大していくこと、この推移によって価格の格差が拡大していくことは避けられないのではないかと、この心配を持っておるということが一つ、二つには、生産者米価の引き下げにつながらないだろうか、こういう不安を述べておりました。

また、中央会の代表は、食糧の安定、確保と自給力の向上、この点については国民的合意がどうしても必要である、こういうことも冒頭に強調しておられたわけでありますが、いまこの農民代表の不安と、それからその不安を解消していくためには国民的合意が必要であるという立場から、政府としてはどのように考えていらっしゃるかと、いうことをあらかじめお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(松本作衛君) 今回の法律改正によりまして農民の方々が不安を持つことのないように、十分法律の趣旨を理解していただくように努めてまいりたいと思ひますが、まず、格差の拡大につきましては、今回の法律改正によって、確かに品質別の需給ということを需給操作の中で明確にいたしておりますが、これによって現在の格差を拡大するということを念頭に置いておるわけではございません。

それからまた、価格の水準につきましても、現在の食糧法の価格の考え方を要するつもりは全くないわけではございません。

それから、自給力の増大を図る等の考え方におきましては、私どもとしてはできるだけ需給の均衡を図りながら消費の拡大も図っていくと、特に、流通ルートを持定するとともに、その責任において消費の拡大に努力していくということによって、できるだけ米の自給力というものを維持してまいりたいというふうに考えておるわけではございますが、なお米の生産からはみ出た部分につきましては、従来どおり生産調整の中で必要な農産物への転換を促進し、全体としての自給力の増大

に努めてまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 まあ人事の天下りの話もありまして、この法の内容に不安を持たせないためにも、国民的なコンセンサスを十分に徹底させていくということはいつのときでもこれは非常に大事であります、押しつけの形で、そしてこの見通しとしていつの間にか追いつかぬまゝのよう、こういうことになっては大変である。こういう物言わぬ農民も、先の先を見通して心配しておるということを私は強く指摘したいと思ひます。

次に、関連して減反奨励金に対する不満を述べておりました。これは情農精神につながるものと、転作奨励金ならわかるけれども、減反奨励金というものはまさに生産意欲を減退させる情農精神につながるものである、こういうことを強調しておりましたが、その点についてはどのようにお考えですか、大臣。

○国務大臣(高橋大蔵君) やっぱり農家というものは、種をまき、それを育て、実をとって、そしてみんなで喜ぶというのが農家の気持ちだ、ろうと思ふのです。したがって、その精神をとうとんで農業政策の基本にしてやっていたかなければならぬと思ひますので、やっぱり休耕をして、そこに草を生やして荒らしてしまふということとは、そういう意味から言つて、確かに、一時そういうこともやりまされたけれども、その当時の反省に立つてみて、配慮が足りなかつたという感じも私は当時持ちました。自米、転作の奨励金という考え方を維持してきておるわけではございまして、やはり物をつくる、そうして農民としての社会的な使命を果たす、それが農地に対する農家の構えでなければならぬ、こんなふうに私は考えておりますので、基本のことで大変なことである、こう考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、緊急時における配給制度についてお尋ねしたいと思ひます。

米穀の需給が著しく逼迫するケースというのは

どのような場合を考えておられるでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 需給が逼迫する場合といたしましては、なかなか予想が困難なわけではございますが、この前の石油ショックの際に石油の供給が途絶したしまして、そのためにわが国に輸入する船舶が停止したしまして、輸入食糧の輸入の見通しが立たなくなつた時期があつたわけではございますが、こういった海外における要因等によりまして輸入食糧の供給がストップしてくるというような場合などが考えられるのではないかと、いうふうに思っております。

○喜屋武眞榮君 それは内と外と両面から考える必要はありませんか。

○政府委員(松本作衛君) 国内における異常な不作というような場合も当てはまってくると思ひわけでございますが、どちらかと言へば海外からの要因が大きいのではないかと、いうふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 その場合における、政府としての具体的にかつ迅速な配給体制はどのようにしたらいいかというその確立の具体化ですね。その場合における具体的にかつ迅速に、国民生活に不安を与えない、こういう具体的な対策はどのように持っておられますか。

○政府委員(松本作衛君) 今回の食糧法におきましても、そのような緊急時にいつでも対応できるように、集荷、販売のルートを持定いたしました。そのルートに対して責任を持たせるような体制になつておるわけではございますので、まず緊急時におきましては、これらのルートを通じて適正な集荷と適正な配給ができるようにしてまいりたいと思ひますが、その場合の法制的な裏づけをいたしましては、現行の配給制度とはほぼ同様の措置を政令に基づいて機動的に実施をしたいと思います、また、こういった行政を担当する行政ルートというものが、現在の食糧行政のルートを通じまして早急に確立するようにしてまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 いまこのルートの件のお答えがあつたのですが、さらに一歩進めてお尋ねしたいことは、緊急事態別の数量確保策、それを円滑に国内生産体制を整えていくという、これは大丈夫ですか、ということをお聞きしたいのです。

○政府委員(松本作衛君) 緊急事態の程度によつても異なつてまいらると思ひわけではございますが、早急に緊急事態に対応するすれば、政府の手持ちの食糧を配給ルートに乗せて配給をしていくということが第一段階であらうと思ひます。さらに、生産者からも必要な数量について政府に売り渡しをしていただくというように、供給の確保を図っていくことがその次の段階になつてまいらると思ひます。さらに長期化するような場合におきましては、農業生産のあり方につきましても、広く国内での緊急体制に対応するような農業生産の体制をつくり上げていくということが必要になつてくる場合もあるかと考えております。

○喜屋武眞榮君 私が思うに、この法案、いまは主として米を中心にお答えだと私受けとめますが、米以外の食糧の生産配給体制については触れられておらないのではないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(松本作衛君) 今回の食糧法改正におきましては、米につきましても緊急時の対応を法律上定めただけでございまして、米以外については法律上は触れておりませんが、農林水産省の姿勢といたしましては、緊急時におきましては米以外も含めた対応策をとることが当然に必要になつてまいらるというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 これは一つの盲点だと思ひます、私、米はもちろんです、食糧という立場からはもっと内容も幅も広いはずであります。米以外の問題はどうかというのを十分具体的に検討をしてもらわなければいけない、私はこう思ひます。やっぱり米穀の需給が逼迫した場合には対応が明確でなく、この際における生産者への強制措置が行われることになるのではないだろうかという、こういったまた不安を投げて

おりますよ。さっきの質問とも関連があります。すが、こういうところにこの法の盲点があるというところは指摘したいのです。そういうことに対する対応は十分心得られますか、どうですか。

○政府委員(松本作衛君) 米以外の緊急時の対応ということにつきましては、広く国内における自給力の向上を図ること自体が、こういった緊急時に対応しても国内の食糧を確保するという観点が含まれておるわけでございまして、そのために、輸入食糧が半分は減ったような場合にはどういった体制をとるかという点については、検討も始めておるような状況でございまして、まだまだ十分ではないと思っております。これらの点につきましては、今後一層検討して準備を進めてまいりたいというふうに考えるわけでございまして。

○喜屋武眞榮君 とにかく不安にもいろいろありますけれども、命にかかわる、暮らしにかかわる、健康にかかわる不安というのが非常に切実なものがありますので、きめ細かに、いかなる事態に直面しても不安はないんだと、安心しなさいと思ひます。そういうことを重ねて要望申し上げておきます。

次に、先ほど来話が出ておりましたが、自由米対策について私も尋ねたいのですが、これは野放しにしますという販売業者が立ち行かなくなる、こういったおそれがある。ということになりますと、これは食糧の根幹にかかわる重大な問題になってくるわけであります。ですから、この自由米、すなわちやみ米が広がり過ぎる現状にあるわけでありまして、その点は先ほど来話が出ておりますので、一つお聞きしたいことは、まず、この根拠はどこから流れたのであるか。その流れの根拠はどのように認識しておられますか、その点まずお聞きします。

○政府委員(松本作衛君) 不正規流通米の根拠といたしまして、一つは生産者段階におきまして、生産者のいわゆる保有米の中からこれが未検査米

として不正規の流通に流れるという点と、それから、政府が管理をしております米について、これを販売した者の一部が横流しをして不正規流通米になるという検査米の不正規流通米、この両方があるかと考えております。

○喜屋武眞榮君 それにしても、昨日の参考人の皆さんも、まあ具体的にはもう触れませんが、メモしてあるのは、管理体制を確立してもらいたいということとを強調しておられる方もおられました。流通管理の確立。それから婦人代表は、断固たる措置をとってほしいと、こういうことを強調しておられましたが、その断固たる措置ということとはどのように考えておられますか。

○政府委員(松本作衛君) 不正規流通につきましまして、一つは需要に見合った米の供給というように、一つは今後心がけることによりまして、なるべく不正規流通米のつげ入る余地を残さないようにしていきたいと、また、集荷業者に対しては、できるだけ全量集荷活動を取り組んでいただく。また、販売業者に対しては、適切な需要の動向に見合った販売を努力していただくというように、十分に指導してまいりたいと考えておりますが、それとともに、このような不正規の発生した場合につきましまして、いわゆる指定をされた集荷業者または許可を受けた販売業者の段階で行う不正規取り締まりについても厳格に取り締まるとともに、これらの指定または許可を受けていない業者が不正規流通を取り扱うというふうな場合につきましても厳格にこれを処置してまいりたいと考えておまして、それらにつきましましての罰則の規定も明確にしてある次第でございまして。

○喜屋武眞榮君 じゃそれに関連しまして、販売業者の登録制と許可制についてお尋ねします。まず最初に尋ねたいことは、従来の登録制が今回の改正で許可制になりますね。その根本の理由は何でしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 従来は、販売業者はいわゆる配給制度を取り扱う販売店というふうな考

え方で法律上規定されておりましたので、いわば配給所という性格を持っておったわけでございまして、今回はこれを販売ルートとして特定をいたしまして、消費者のニーズに応じた適切な販売活動を自主的にしていただくというふうな責任を持つてもらうことにしたわけでございまして。したがって、その責任をとっていただく業者のみを許可をしていくというふうな形に切り換えることにいたしました。それとともに行政指導も的確に行っていくというふうな考えでございまして、従来の登録を特に許可に変えたわけは、そのような販売業者の地位と責任を明確にした関係でございまして。

○喜屋武眞榮君 その場合、きのう参考人の意見にもありましたが、許可制に切りかえる場合に現業者を最優先して許可してほしいと、こういう要望がございましたが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 許可制の運用に当たりましては、従来の流通秩序の維持というふうなことを念頭において進めたいと考えておりますので、現業者との連続性というものを重視してまいりたいと思っておりますが、一方におきまして、消費者のニーズに沿った、需要の動向に対応した販売活動をするためには、新規参入というふうなものも認めていく必要があるかと考えておりますので、これらの調整を図りながら進めてまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 次に、いまの許可制に関連して、集荷業者は農林水産大臣の指定制になっておりますね。それから、販売業者は都道府県知事の許可制になっておられますね。このように区分されておる理由は何でしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 販売業者につきましましては、先ほど申しましたように、いわゆる一般的な消費者に対しては米の円滑な供給をしていただく、いわゆる販売活動をしていただくというところで許可制にしたわけでございまして、集荷業者につきましましては、農家が政府または自主流通米として販売する際の委託をするというふうな形でござ

いますし、他方政府側からいまして、政府が買い入れる際の代行をしてもらうというふうなことでございまして、そういった農家の登録または政府の指定というふうな特定した関係にならうかと思ひますので、指定制というふうな取り扱いをするにいたしましたわけでございまして。

○喜屋武眞榮君 ということは、この法の問題からその方がよろしいと、こういった自信のもとにこうしておられるわけですね。

それじゃ、さらに進めますが、業者に対する規制にはいろいろと、いま枠を外して考えた場合に、登録制のほか、たとえば木法案のような、本案の許可制になるわけですね。登録制から許可制へと。それから、家畜商とか獣医師の場合には免許制になりますね。それから、肥料の製造輸入販売業者のような場合には届け出制になりますね。それから、集約酪農地域内における酪農事業施設の建設のような場合には承認制ですね。それから、中央卸売市場の開設のような場合には認可制ですね。こういったいろいろさまざまな表現がありますね。これらの中で許可制が採用されたというところは、こういったものもろの模様から、いまのこの新しい法の許可制にしたということとの関連は、さっきも話がありました、いろいろの中でのこういうこととの結びつきになるわけですか。

○政府委員(松本作衛君) 今回の法改正によりまして、販売業者につきましましては、消費者に対して積極的に販売活動、適切な販売活動をしていただくという責任を持つてもらうわけでございまして、こういった責任を果たしてもらうためには、やはりそれなりの地位が特定をされておる必要があるわけでございまして、特定された者に対してのみこういった活動を許可をしていくという考え方、御指摘のように、この一定の行動を、行為を認めていく際の認め方の手続としてはいろいろあるわけでございまして、この許可という形が一番ふさわしいというふうに判断をいたしまして許可制

をとることにしたわけでございます。

○喜屋武眞榮君 次に、私は販売業を中心に、三お尋ねしたいのですが、卸、小売の段階の合理化については一応どのように考えておられるか。ということは、現状でよろしいということなのか、あるいは改める必要があると、このように考えておられるのか、どちらでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 今回の法律改正によりまして、販売業者にはそれなりの責任を負ってもらうというふうに考えておりますので、やはり現状そのままではなくて、改善すべきところは改善する必要がありますというふうに考えておるわけでございまして、その具体的な方法等につきましては、今後法律施行までの間に十分詰めてまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 具体的な問題に対する声が耳に入っておりますでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 具体的な要望につきましては私も承知しておりますが、従来から、食糧庁といたしましても六項目の流通改善案というふうな考え方もお示しをして検討した経過もあるわけでございまして、それらの経過等も踏まえまして、具体的な改善措置に取り組んでまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 いま六項目とおっしゃったが、その六項目というのは何でしょう。

○政府委員(松本作衛君) 六項目と申しますのは、流通改善を図るといふことの案を取りまとめた段階でございますが、小売販売業者につきましても小袋詰め精米のみを販売する販売所を設けることを考えるという点、それから小売販売店の一定規模以上の事業区域については新規参入を認めていくという問題、それから大阪、東京等の地域について現行の卸、小売の結びつきにつきまして新たな結びつきを行うかどうかということについて、その事業活動が広範なものについて卸の直売というものを認めるかどうかという問題、さらに卸の登録要件につきまして、その規模に応じて登録の取

り消しというようなことを、要件を欠く場合に取消しを行うかどうかというような問題、それから集荷業者の事業区域を市町村単位から拡大するかどうかというような点でございますが、これは五十三年の十二月に案として考えたわけでございまして、その後、これらの問題を踏まえまして全体としての制度の改善をする必要があるというふうに考えまして、現時点におきましては、この法律改正の考え方に基きまして改めて検討しようというところになっておるわけでございまして。

○喜屋武眞榮君 ぜひそれらを死文化しないように、具体的にひとつこれを活性化してもらおうということをお願いし入れておきます。そうしますと、これがまた一つの盲点となって次々と問題が出てくるおそれがないとは言えないと思いたす。

次に、政府の卸業者に対する売り方、卸し方といいますが、売り方、これについてちょっとお尋ねしますが、どうですか、実情は。卸業者本位に、こういう米が欲しいという卸業者の立場に立つてそれが卸されておるのであるか、あるいは政府の立場から、あるいは言葉はどうか知りませんが、抱き合わせの形で卸されておるのか。実情はどうなんでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 政府の管理しております米の内容にはいろいろと限定があるわけでございまして、これを販売するためには、やはりその販売が消化が可能なように販売業者の方にも御協力をいただくという面があるわけでございまして、一方におきまして、できるだけ販売業者の御意向も取り入れるというような形で運営をいたしておるわけでございまして、今後におきましてはこういういた販業者の意向というものを十分に反映できるように改善というものも考えてまいりたい、そういうものを含めまして今後の基本計画、供給計画の運用等も考えてまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 要するに、この問題は生産者の立場あるいは消費者の立場、取扱者の立場、いろ

いろとそれぞれの立場からの利害といいますが、要望といいますが、それをどのように調整していくかということが非常に大きな問題ではないだろうか、こういうことを私は強く申し上げたいためにそれをいまお聞きしたわけでありますが、一方向的にただ形式的に機械的に押しつけてはいけないうのではないかと。やっぱり卸業者への売り方の問題も、民主的に合法的に最善の努力を払ってもらわなければいけないのではないかと、こう思うのです。

それから参考人のきのの意見をいろいろ聞いておきますと、やっぱり生産者の立場あるいは消費者の立場、そして集荷、販売の流通業者の立場と申しますが、そういった三者三様の立場があるわけでありまして、特にここで一つ申し上げたいことは、消費者の立場から、もっと便利に買いやすく、そしていつでも安心をして買いやすいように、非常に端の表現でありましたけれども、こういうことと関連して、よく日本の製品は包装過剰であるということも聞きますが、中身と包装が余りにもかけ離れて、宣伝、情報時代とも言うわけでありまして、宣伝もこれは大事なことでありまして、実質と宣伝とかけ離れて消費者が非常に迷う。安心して買っていくかどうか、あるいはうっかり情報宣伝に乗って後で困る、こういうことも現状としてはあるもので、その点も強く指摘しておいたわけでありまして、これに対する政府の考え方はどのように受けとめておられるでしょうか。

○政府委員(松本作衛君) 消費者の立場からいたしまして、米の品質、内容が明確に表示されておることが重要であることは当然でございますので、食糧庁といたしまして、このための表示基準を明確にいたしまして、特に原料構成がどのような品質の米によつてできておるかということをはっきりと袋に表示させるように指導をしてきておるところでございますが、これは昨年から徹底するようにいたしておりますが、ほぼ現在全県にわたりましたところの表示の内容が徹底をして

まいたわけでございますので、これらの点についての消費者の理解を一層深めるように努力をしてみたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 次に、モチ米についてお尋ねしたいと思ひます。モチ米がなぜ政府管理米でなくして自主流通米になっておるかということですが、

○政府委員(松本作衛君) モチ米につきましては、その価格形成がやはりその品質に応じて形成されるという形をとっておりますので、自主流通米に一番なじみやすいものであるということと、自主流通米制度発足後、自主流通米としてモチ米が流通されておるわけでございまして。

○喜屋武眞榮君 これは五十三米穀年度によると七万トンの輸入がありますね。五十四米穀年度には二万トン、五十五米穀年度は一万トン、こういうふうにだんだん輸入が減つてはおりますが、私はこの生産計画の中にモチ米の生産も含めて計画できないのか。できないとすればなぜそれを外すのか。この点に疑問を持っておりますので、お尋ねします。

○政府委員(松本作衛君) 国内で生産されますモチ米につきましては、予約限度数量の範囲内に入っておりますし、また今度の基本計画、供給計画の中においてもこれを入れて定めてまいりたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 時間が参りましたのでこれで終わりたいと思ひますが、いまの問題に関連をして御検討願ひたいのは、多くを申し上げませんが、結局四十八年の石油ショックの時点で、モチ米がやみ米、買い占めの問題になって大きな社会不安を起した例があるわけなんです。こういうことを思ひますときに、米こそ、そういう社会不安、社会混乱を起さないような立場に立つて、政府はきちんと計画、政策の上に乗りかけていくべきじゃないかと、計画、政策の上に乗らなければいけません。モチ米の生産につきましてもひとつ御検討を願ひたい。大臣のお答えをいただいで終わります。

も、計画的に需給の調整をきちんととれるように手配をしています。

○川村清一君　食管法の審議もいよいよ大詰めを迎えまして、私が最後の質問に立ったわけでございますが、私は最初に龜岡農林水産大臣の政治姿勢についてお伺いをしたいと思います。

五月二十一日付の読売新聞に報道された、経団連の農政問題を考える会に大臣は出席されました、講演をされました。その内容の記事につきましても、先日当委員会においてその真偽をお伺いしたところ、それは事実であるということを確認されましたが、これはまことに重大であります。私は、衆議院議員亀岡高夫さんが出られて何を言われてもそれを問題にする気は毛頭ございません。ただし、農林水産大臣亀岡高夫さんが行かれて、そしてそのような発言をされた。その発言が真意であるとするならば、今日食管法の審議に当たりまして、われわれ野党・社会党としては、当然のことではございますが、重大な決意を持って当然にしなければならぬと、かように考えております。この点について大臣の真意を明らかにしていただきたいということでお尋ねしておるわけであります。

この発言の中には二つの問題が存在いたします。文章を読むことは省略いたしますが、水田転作に年間三千数百万円の転作奨励金を出すことを約束した、「これを打ち切ったらどうなるか。豊村は、保守党信するに足らずと革新に走るだろう。フランスみたいになつたらどうなる」、こうう。フランスみたいになつたらどうなる」とおっしゃったのでありますが、(「そうだ、そのとおり」と呼ぶ者あり)そのとおりだというようないきなり発言も、そういう不規則発言も先般あつた次第でございますが、フランスみたいになつたらどうなるか——この言葉は、これはフランス国民を侮辱したことになりませんか。フランス国民が民主的な方法によつてどんな政権を選択されてもそれは自由でありましょう。日本の大臣がこれに言及され、批判されるということは内政干渉にもなるこ

とであらうと私は思うわけであります。しかも、民主主義を否定することにもつながるわけあります。社会党ミッテラン政権はそんなに悪い政権なかのどうか。日本の大臣がこのような発言をなされたということは重大であると私は考えております。

次に、第二点として申し上げなければならぬことは、水田再編対策補助金は保守党政権保存を目的とする予算なのかどうか。日本の農業を守り、農民の生活を守るための補助金としてわれわれもその必要性を主張し、第二臨調の議論にも戸惑ひ対し、これを存続するよう、大臣よ、しっかりがんばってくださいと各委員が皆こう言つて大臣を激励されておるではありませんか。

いみじくも大臣のおっしゃったことは、ここに「補助金と政權党」という本、広瀬道貞という三朝日新聞の記者でございますが、この人の書かやていていることの内容を、全くそのとおりだと認めてゐることにつながりませんか。ここに、「白民党はなぜこんなに強いのか」と、こう書かれております。

補助金によって自民党は強くなっているのかどうか、もしもこれが大臣の真意であるとするならば、この水田再編対策補助金等は本食管法に重畳となつたがりのあるものでありますから、われわれとしてはこの食管法の審議には応じられません。本法案審議の最後に当たって、ぜひ大臣の本音を聞かしていただきたい。本当ならば、一番先にことをお聞きしてから審議に入るはずであったのです。ありますが、まあ、最後にこのことをお聞きしていただく。大臣の本当の真意をお聞かせください。

○国務大臣(亀岡高夫君) 実はこの前の委員会においても、川村委員から私の経団連の懇談会の際の講演につきまして御注意の御指摘をいただきたいわけでございます。実は、あれ以来、私も快々として致しますというのを続けてきているわけであります。私がついに、静かに実は考えました。私もつい以前と、農業批判を財界、産業界から出されてしまつて、しかも、そういう方々ばかりの席上

ありましたために、つい農業の重要さを主張したために、自分が農林水産大臣という大事な職責を持つておるといふことも飛び越してしまつて、私の気持ちを表現する上で配慮の足りなかつた点を反省をいたしまして、これから、大臣在任中ではないかに政党内といへどもあかいうことはなすべきではない、こういうふううに自分に言い聞かせてきたところでございまして、しかも、食管法という重大な法律の審議の間であるといふことも忘れてような形になつてしまひまして、本当にいかにぬことであつたかと、率直に申してそんな気持ちでございます。きょうは臨んでおる次第でございます。

○川村清一君 大臣の釈明として私は了解いたしますが、今後慎重であっていただきたいと思うわけでございます。私は本委員会の委員として相当長く務めておりまして、幾人もの大臣とおつき合いをいただきましたが、私は亀岡農林水産大臣は、もちろん政党が違いますから主義主張は異なりますが、あなたの人柄、非常に誠実な人柄というものは高く評価し、私は敬服しておる。その真摯な大臣がこういうような軽率な発言をされたというところにつきまして、まことに意外に思っておりますわけです。今後十分ひとつ慎んでいただきたいということを希望いたします。

第二点として伺うことは、食糧管理法の
 法文ではありますが、これはかたかな文で、現在の
 法律の文章とは全く乖離している。読んでも何を
 書いているのだから理解ができない。もう少し国民
 が読んで理解のできるような法文にすべきだとい
 う指摘が山田委員から先日なされたわけでありま
 すが、私は法形式だけでなく、法形式の背後にあ
 る思想を問題にしたいわけでありま

この食管法は昭和十七年に制定されて、今日まですでに三十九年経過しております。明治憲法、天皇制時代に制定された法律でありますので、国民主権の現憲法下の法律としては国民にはなじまない法律であります。したがって、この法律の中には命令という言葉がやたらに多くある。それから何々すべし何々すべしと、すべて命令形

で書かれておるわけでありまして、今度の改正に当たりましたので、この改正箇所について本法に整合性を持たせるために、法制局はぜひぶん苦勞されたと思うのでありますが、しかし、やはり改正案そのものも、命令が政令に変わっただけで、政省令に多くゆだねられて、内容はちつともわからないのであります。法律の内容がわからないというのが、国民には都合がよいかもしれないが、国民不在の法律である、こういうことになるわけでありまして。しかも、私は食糧法に關係した法律を全部調べてみたのです。食糧庁が所管している法律、政令、施行規則、これには、いま読み上げま

すが、このようなものがある。まず食糧管理法、食糧管理法施行令、食糧管理法施行規則、政府に売り渡すべき米穀に関する政令、食糧管理特別会計法、農産物検査法、農産物検査法施行規則、農産物検査手数料令、これだけある。これをさらに見ますという、かたかな文はこの本法である食糧管理法、それから食糧管理特別会計法、これ二つだけです。あとは全部ひらがなです。しかも、食糧管理法は昭和十七年、食糧管理法施行令は昭和二十二年、食糧管理法施行規則は昭和二十二年、政府に売り渡すべき米穀に関する政令は昭和三十年、食糧管理特別会計法は大正十年、農産物検査法は昭和二十六年、農産物検査法施行規則は昭和二十六年、農産物検査手数料令は昭和二十六年に制定されておる。したがって、昭和二十二年に制定されたものも、その後数回改正されているうちに全部ひらがなが変わっていつている。いまなおかたかなで残っているのは本法である食糧管理法と食糧管理特別会計法の二つだけなんです。私はこのような法律はやはり書きかえるべきである。いま審議の中で問題となりました、これから出る政省令、これは一体どういう文章で書くのですか。やはり現在、いまあるところの法律と大体合わせてできるんだらうと私は思うのであります。したがって、省政令と本法との間にこのような乖離がある。この乖離はやっぱりこれは埋めなければいけないか、こう私は考えるのであります。

が、一体これはいかかなものでしょうか。

それから、特に申し上げたいのは、単に形式を
変えるというだけではなくして、やはり中身も、
昭和十七年当時のこの時代と今日の状態は全然変
わつておるのですから、中身も現状に合わせるよ
うな法文に改めるべきではないのか。この点につ
きましては、わが党の村沢委員その他の委員から
も指摘されておりますように、この法律の改正に
当たっては、この際現狀追認といったような
ことでなくて、もっと長期的な展望に立つて、新
しい立場から、自給力強化に関する国会決議の実
現であるとか、農政審答申の食糧の安全保障確立
のための諸方策を盛ったところの、内容は米、麦
だけではなくて、大豆あるいは飼料穀物その他大
事な食糧を全部の中に包含して、そして管理す
る総合食糧管理法に抜本的に変えるべきだと、変
えるべきだったと私は思うのでありますが、こう
いうようなことはちつとも検討しなかつたのかど
うか、この点についてお答えいただきたい。

○国務大臣(龜岡高夫) 実は私も議院に議席を
持たしていただいて以来、かたかな書きの法律と
いうものについていろいろ、私は法律はよくわか
りませんけれども、かたかながひらがなにくら
いはわかるわけでありまして、実はずっと読んで
みました。そうしますと、健康保険法があれが大
正十一年のかたかなでございまして、五十三回改
正しております。しかし、まだ国民の要求までと
もいつていない。あれもかたかな書きでござい
ます。それから、鉄道敷設法という法律、これもた
しかかたかなであつたと思ひます。したがいまし
て、三Kと言われているのがみんなかたかなとい
うのはどうかということを読んで読んでみました。私
はその点を実は農林水産大臣になりますとすぐに
事務当局に話したわけですから、そして、せめておれ
の在任中にひらがなにしてほしいなど、こ
う申したわけでありまして、しかし、よく読んでみ
ますと、ほかの法律には目的がありません。この
食糧法のようにかたかな書きで目的のある法律と
いうのは非常に珍しいということでございます。

て、食糧管理法には、「国民食糧ノ確保及国民経
済ノ安定ヲ図ル為食糧ヲ管理シ其ノ需給及價格ノ
調整並ニ配給ノ統制ヲ行フコト」ということで
ちゃんと目的が書いてありますので、これで、この
目的であるならかたかなでもこの法律はやむを得
ないかなと、少し弱気になつたわけでございます。
それで、法制局という折衝をいたしたわ
けでございますけれども、法律屋さんの言うに
は、かたかなをひらがなにするためにはもう全面
改正をしなければならぬという、大変むずかし
い、これも直さなければならぬという、大変むずかし
い、これと直さなければならぬということ、大
変な一億国民の食糧を確保し、供給をするため
の基本法が、また一面においては米作農家の基本
法が、とにかく合意を得ないままに国会に提案を
して混乱をするというふうなことになるのでは
ないかと、これは所管大臣として申しわけない、や
つぱり提案する以上は、ある程度の合意を得られ
る範囲内で御提案申し上げることが、国民の、特
に農家の信頼を崩さないゆゑである、そういう
気持ちになりまして、実は御不満ではあつたかと
存じますけれども、一応の合意を得ることので
きるような線で、しかも法律の条文と事実関係が乖
離しているような問題をなくしようということに重
点を置いて提案をさせていただいた次第でござい
ます。気持ちにおいてはもう川村先生の気持ちと
同じ気持ちで私も実は持たさせていただいたわけ
でございますが、なかなかやつぱり一人ではとて
もとても、非力な私にとってはここまで持つてく
るのが精一ぱいと、こういうことであつたわけ
でございます。

中身につきましても、確かに麦の問題等につ
きましても思つたわけでありましたが、これは時
間がございまして、説明不足というところで、十
分了解を得る努力をしておれば時間的にも提案ま
でに至らないということになりますので、これは
ネグつたと、こういうことでもございまして、中

身についてもこの程度に落ちつかしていただい
た、こういうことでございまして。確かに、今後の
食糧安全保障という大きな問題から考えました際
に、米だけで食糧確保ができるのかという問題が
確かにあるわけでございます。そういう問題につ
きましては、この食糧法で今日直ちに取上げて
まいらうということになりまして、これはまたな
かなか合意が得られないということでございます。
そういう面につきましては食糧確保の立場か
ら農林水産省としても検討を加えておりますの
で、この点についてはもうしばらく時間をかして
いただきたい、こう思ふ次第でございます。

○川村清一君 大臣のおっしゃつたことはわかり
ますが、どう考えても、命令の定むるところによ
つて、命令をもつてなつて、何を言つてゐるのだ
かわからないのですから。それから、米穀は「政府
ニ売渡スベシ」なんて、こんな法律がいまどきと
ても通用するものではないと思ひます。農民に
対して政府に売り渡すべしなんてそんな命令をか
けたらどういふことになりますか。ですから、現
実と全く乖離してゐるのですから、まずこういう
ことを改めていただきたい。そのために検討し、
努力していただきたいということを望んでおきま
す。

以後、わが党の議員が長時間にわたつて熱心
にいろいろ質疑をいたしました。政府の方から御答
弁をいただいたうちの重要な問題について、十
点ほど私は再確認をする意味においてお尋ねしま
す。これはもう長々とお答えいただくかなくて
いいのであります。イエスかノーかの程度でよ
ろしゅうございまして、簡単に、しかしはつき
りと御答弁を願ひたいと思ひます。

第一点は、いわゆる食糧の根幹論で大分議論が
交わされました。政府は基本と言ひます。私は根
幹でも基本でも、これは言葉は違つても根幹であ
るというふうな理解してお尋ねするわけですが、
そこでわが党といたしましては、食糧の根幹はあ
くまでも政府は全量買い上げる、そして価格は
二重米価である、それから全量を政府が管理す

る、輸入は一元化する、これが根幹であり基本で
ある、こういうふうな理解しておるわけでありま
すが、政府と若干違ふ点があります。それはそれ
として残しておきますが、政府の答弁の中で、こ
の食糧の基本として、第一にはたまたま大臣がお
つしやつた第一条に目的がある。この目的は米の
全量管理、こういうものを明確にしてゐる。次に
第三条の第二項、ここには再生産の確保、つまり
生産者米価というものは再生産の確保を目的とし
て決める。次に第四条の二項には、標準の売り渡
し価格は家計を安定させる、つまり消費者価格は
家計を圧迫しない価格で決める。この一条と第三
条の二項と第四条の二項、これは堅持するとい
うことをお答えいただいておりますわけでありま
すが、あくまでもこれは堅持するのだから、とい
うことをお答えいただきたい。

○国務大臣(龜岡高夫) 米穀の全量管理、再生
産を確保する生産者の価格の決定、家計の安定を
旨とする消費者の価格決定というこの点は基本で
ございまして、これは堅持してまいります。

○川村清一君 第二点。今回の法改正で自主流通
米を認め、これをますます拡大することによつ
ては全量管理から部分管理へ、さらには自由化の
方向に漸次移行していく方針ではないかと一般
的に言われる、心配されてゐる方が多数いるわけ
であります。そのようなことは絶対ないと思ひ
ます。きかどうか、これを確認したいと思ひま
す。

○国務大臣(龜岡高夫) 断言できます。
○川村清一君 それでは第三点。基本計画の基
本性格というものは何か。特にこれによつて生産調
整を強制したりあるいは生産者米価を抑制する、
こういうことにならないのか。政府はないと言
つてゐるが本当ではないのか、改めて確認いたした
い。

○国務大臣(龜岡高夫) 基本計画は米穀の流通
管理の指針と申し上げておるわけでありま
す。生産者、消費者、流通関係業者等がこれを指
針として活動を行ふことを期待して設けた仕組

でございます。したがって、生産、消費活動を直接拘束するものではなく、これによって生産調整の強制や生産者米価の算定に直結するということも考えてはおりません。

○川村清一君 それでは第四点。基本計画作成に当たっては関係者の意見を十分反映させることと答弁されておりますが、具体的にはどのようなことを考えているのか。特定地域の意見等も組み入れる用意があるのかどうか。これらは政令で明らかにすべきだと思いますが、大臣の御見解をお聞かせいただけますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 米価審議会の場を活用することを初めといたしまして、あらゆる機会をとらえて関係者との連絡を密にいたしまして、意思の疎通を図り、各方面の関係者の意向が的確に反映されるように努力をいたします。

○川村清一君 政令は……

○国務大臣(亀岡高夫君) 正式の審議会の議を経るべきことを政省令で規定することは立法技術上困難でありますことは、るるいまで申し述べてきたところでありますが、何らかの形で関係者の意見を聞くものとする旨を政省令で規定することについては、今後検討をいたしてまいりたいと思っております。

○川村清一君 それでは検討という御答弁ですが、私の強い要望は、検討でなくて入れてもらいたいということですから、それを十分検討していただきます。

第五点。法改正の中で品質別需給計画というところが言われておりますが、これは特定地域の生産抑制につながるのか。また生産者米価における品質格差の取り扱い、こういったようなものはどうなっていくのか。この点を明らかにしていただきます。

○国務大臣(亀岡高夫君) 特定地域の米の問題は、やっぱり全体の米の需給バランスを保つことがこれも大事でありますので、生産面、需要面の双方から取り組むことが必要問題と考えます。したがって、基本計画策定に当たりまして、需

要サイドの動向とともに、地域における稲作のそれぞれの特性を十分考慮していかなければならないと考えております。

また、品質格差の問題につきましては、需要サイドの問題もあるわけですが、基本計画等におきましては、品質などの要素にも配慮することと法定したからといって、直ちに米の政府買い入れ価格における品質格差の増大というふうにならなっていくものではないと、こう考えております。

○川村清一君 どうもはつきりしないのですが、特に取り上げてお尋ねいたしましたのは、特定地域の生産抑制というものがつなげてこないか、またその特定地域における生産者米価というものを引き下げる、こういう方向にこれが機能していかないかどうかということをお尋ねしてお尋ねしているのです。これを明確にしてください。

【委員長退席、理事坂元親男君着席】

○国務大臣(亀岡高夫君) それぞれの地域地域で地域の特性を踏まえて努力をしておられるわけでありますから、いま川村委員が御指摘になられたような心配の起こらぬような配慮は、これはもうしていかなきやいかぬと、こう思っております。

○川村清一君 配慮していくと理解してよろしいですね。

○国務大臣(亀岡高夫君) 私もそう考えております。

○川村清一君 それでは第六点。食糧安保と備蓄とは切っても切れない関連があります。農政審答申の「食料安保」という言葉には、食糧の糧という字を料理の料と書いてある。これは米麦のみを指しているのではなくて、大豆その他主要穀物、もっと拡大すると野菜から畜産物から水産物まで含めてのこれは食料と、こういうふうに考えるわけですか。で、これは食糧管理法でありますからそこまではないとしても、農政審答申の「食料安保」という立場から言って、当然この委員会でも各委員からずいぶん熱心に主張されました大豆あ

るいは主要穀物、こういうものをを入れていく。いまや予断を許されない世界の食糧需給のもとで、今回の法改正の中で備蓄の問題を具体的にどのようにならしていくか。これを簡単にひとつ説明していただきます。

【理事坂元親男君退席、委員長着席】

○国務大臣(亀岡高夫君) 今回の法改正により、備蓄の問題は基本計画において規定することといたしております。

まず、現行は全量回転方式というふうな形式をとっておりますわけでありまして、これは毎年大量に前年産米を主食用として売り渡していかなければならぬという問題があるわけでありまして、今後の備蓄に当たりましては、まだ十分な成案とまではいっておりませんが、工業用の問題等も念頭に置きながら、ある程度たな上げをする形での備蓄というふうなことも考えておるわけでありまして、今後の検討にまわりたいと、こういうふうに考えております。

○川村清一君 この問題はきわめて重大な問題であります。もうここで言うまでもなく、ことしまた冷害であるならば明らかに米が足りなくなるわけですから、ですから、悠長な考えで今後検討していきまふなんて言っているうちに、さあお米が足りない、どうするかという事態が来ないとは限らないわけですから、その可能性が十分あるわけですから、備蓄の問題をもっと真剣に考えていただきたい。これはまたこれからの委員会等でひとつ議論してまいりたいと思っております。

それでは、第七項へ入りますが、自主流通米について、流通の今後の見通しをどう考えているか。現在すでに三〇%を超えておるわけでありまして、その政府全量管理の観点から言って、数量的に歯どめをかける考えはないのか。自主流通米の適正量というものは一体どの程度と政府は考えているか。これを明らかにしていただきたい。

○国務大臣(亀岡高夫君) 自主流通米の数量につきましては、本制度の基本である政府の全量管理の実効性を阻害しないよう、適正な水準を維持す

るよう配慮することといたしておるわけでありまして、最近の需給事情からして、現在程度の数量が大幅に拡大することは考えておりません。また、そのような方向に持っていくつもりもございません。

○川村清一君 次に、第八点であります。不正規流通の根拠となっておりまして農家保有米の適正数量はどのくらいか、縁故米の適正数量はどのくらいか。全量集荷等についてどう考え、どう対処しようとしておるのか。厳正な取り締まりについての具体的な方法を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(亀岡高夫君) 不正規流通米の問題につきましましては、需要に見合った米の計画的な供給、集荷業者の適切な集荷活動への取り組み、適切な販売業者制度の運営、米の流通についての的確な情報の収集、管理等によりまして不正規流通の余地を少なくしていく所存でありますことは、今日までの御審議で明らかにしてきたところであります。

なお、不正規営業を営む者に対しては、関係諸官庁ともよく協議をし、実効ある取り締まりを行っていきたくと考えております。

○川村清一君 ただいまの御答弁は非常に具体性がなくてよくわからないのですが、いわゆる農家保有米というものが三百二十万トンか三百三十万トンということをおっしゃっておられました。これが適正なのかどうか。ここから縁故米といったような形で不正規流通というふうなことになるのではないかと、このことでお尋ねをしておるわけでありまして。

さらに詰めて言うならば、政府の総需要量というものが、その総需要量の中には、政府米と農家保有米というものが入って総需要量という形になっておる。そこで、農家保有米を政府はふやそうとしておることは、いわゆる政府の総需要量、政府が全部それを買ひ上げるといわれる財政的に負担が大きくなるから、できるだけ政府買い上げを少なくするために農家保有米を多くして、そうして全体の総需要量をふやそうとする、そう

いう意図がはつきりしているからこういうことを聞いています。ですから、農家保有米がうんと多ければ、余ればこれがいわゆる未換米として流れていく傾向も、さつき長官が言われたように、いわゆる不正規流通米のそれこそ根幹をなすお米ではないか、こういう考え方で、私は一体農家保有米の適正量はどのくらいかということをお尋ねしている。

○政府委員(松本作衛君) 農家保有米の算定につきましては、従来から実態に即して年々減少をさせてきておりますので、私もいたしまして、政府管理米を減らすために農家保有米を増大するというようなことは考えておられないわけでございます。

現在の三百二十万トンという農家保有米につきまして、今後の流通、集荷の実態に即しまして、これが妥当であるかどうかということはさらに検討してまいりたいというふうに考えます。

○川村清一君 三百二十万トンのうち百万トンは緑故米として流れていっていることを長官はおっしゃっている。その百万トンというものは一体それじゃ多いのではないかと、そういう議論になるわけですが、その辺を十分検討してもらいたい。

次に、第九点としてお尋ねしたいことは、緊急時には配給制度に帰ることが法の中に明示されております。この運用については、再び戦時、戦後の時代のように、強権の発動、非民主的な食糧の有事立法的性格を持つものではないかどうかというのを心配している農民が多い。私もその一人である。この点明らかにされたい。

○国務大臣(亀岡高夫君) 緊急時におきます配給制度の発動に当たりましては、生産者の理解と協力を前提としながら自主性を尊重して運営をやつてまいりたい、こう考えております。

○川村清一君 強権発動、強権供出なんということは絶対あり得ない、そう理解してよろしゅうございいますか。

○国務大臣(亀岡高夫君) 主権在民の政治でござ

いますから、終戦直後のようなことはあるべきでない、こういうのが私の基本的考えであります。

○川村清一君 では最後の質問でございますが、本法に伴って政省令の制定が今後あるわけでありますが、これまでの本委員会における審議の状況というものを十分踏まえ、国会の意思を反映させることが必要だと考えるが、それはどうか。

それから、政省令につきましては、あらかじめ国会の審議にかけると、少なくとも制定後速やかに報告し、説明を行うべきである、かように考え、要求するものでありますが、これに対する御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(亀岡高夫君) 川村委員の仰せのとおりに取り運びたい、こう思います。

○川村清一君 以上で終わります。

○委員長(井上吉夫君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○沢村牧君 私は、日本社会党を代表して、食糧管理法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

食糧法は制定以来四十年になろうとしておりますが、日本農業の支柱として、国民食糧の確保、国民経済の安定を図る上で重要な役割を担ってきたことはだれしも認めるところであります。

て、自給率の向上を図るなどの強化改善をすべきであります。政府の今回の改正案は、食糧制度の根幹や食糧自給力強化に関する国会決議に逆行するものであって、日本社会党としてはとうてい容認することのできないところであります。それなるがゆえに、わが党は総合食糧管理法案を今国会に提出した次第であります。

以下、政府案に反対する主な理由を申し上げます。

第一に、改正案は食糧法の根幹に抵触するものであります。私たちは食糧法の根幹とは、国民の食糧を安定確保するために、その手段として政府による米の全量買い上げ、二重米価制、政府の直接全量管理、米麦輸出入の一元的管理であると理解をしております。今回、法の目的を配給統制から流通規制に変更し、自主流通米や予約限度数量を法制化し、緑故米、贈答米の導入などは食糧制度の根幹にもとるのみならず、米の直接全量管理体制から部分管理体制へ一歩踏み込んだことを示しております。

第二は、基本計画は需給の動向に留意して定めると言っておりますが、需給の動向に即応した国内生産体制が整備されておられない実態の中では、消費者のニーズにもこたえられないし、米生産の地域特性を十分生かすこともできません。

このことは、基本計画による需給の調整が、現行生産調整を法的に裏づけることや、生産者価格を抑制することにつながることのおそれを強く持つものであります。

また、基本計画策定に当たって、関係者の意向が反映できる措置が法的に講ぜられておらないことは、政府の一方的な計画の押しつけであって、米穀の管理制度の民主化に反するものであります。

第三は、流通の規制であります。その意図する点は配給制にかわって集荷、卸、小売段階の自主的商業活動にゆだね、そこから発生するリスクもまた負担させることにより、競争原理の導入を推し進めることであると言いうことができます。こ

のことは、品質別価格、用途別価格の格差を拡大し、産地間銘柄別の競争を激化させ、やがて零細な米穀業者を切り捨て、商社資本の米穀市場への進出の道を開くことは明らかであり、生産者、流通業者、消費者に不安と不利益を与えることになることを指摘せざるを得ないのであります。

第四は、法改正の基本的な重要部分が挙げて政令にゆだねられておることです。

かつて政府は、自主流通米制度、買い入れ制限など、食糧法の基本にかかわる事項を政令で措置して、食糧法を空洞化してまいりましたが、今次改正案も、基本計画、供給計画の内容、緊急時の配給制度などを含め、ほとんどが政省令にゆだねられていることは、政省令の規定、またその運用いかんによっては法の精神を左右することになり、立法府としては認めがたいところであります。

以上、私は日本社会党が政府改正案に反対する諸点を明らかにいたしました。日本農業を再建し、国民の食糧を安定的に確保するためには、食糧法を強化改善しなければならぬことを重ねて主張し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○坂元親男君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、食糧管理法の一部を改正する法律案に対して賛成の討論を行います。

今後の世界の食糧事情は、開発途上国の人口増加、異常気象による生産の変動、国際貿易上の不安定要因等により、中長期的に見て必ずしも樂觀を許さないものと見込まれており、国民に対する食糧の安定供給をいかに確保していくかが重要な政策課題となっております。

この場合、申すまでもなく米はわが国の主食であり、今後とも日本型食生活の中心として位置づけられるものでありますので、その確保及び適切な管理は特に重要であります。

ります。すなわち、農家に対しては米の再生産を確保するとともに、消費者に対しては、その家計の安定を旨として米の安定的供給を図ってきたところであり、このような食糧管理法の基本的役割りは今後とも高く評価されるべきものであります。

しかしながら、食糧管理法は、食糧の絶対的不足時を前提として制定されているため、これまで運用面での改善は図られてきたものの、消費者需要の多様化等、現下の社会経済事情の変化に弾力的に対応したい側面を有するとともに、規制内容と経済実態との乖離が生ずるなど、種々の問題が生じていることは否めないところであります。

このような状態を放置することは、国民の食糧制度に対する認識を誤らせるのみならず、制度全体の空洞化が進行して、国民食糧の確保という食糧制度本来の役割りを果たしがたくなるおそれがあります。

このような状況のもとで今回提案されております改正案は、現行法の持つ問題を解消し、食糧の不足時のみならず、過剰なときも含めて、いかなる需給事情にも的確に対応し得る制度に改めようとするものであって、まことに時宜を得たものであると考えます。

また、審議の過程でも明らかのように、本改正案は、政府が国民の必要とする米を自主流通米を含めて管理するという現行制度の基本を何ら変更するものではなく、適切な米穀の管理に関する基本計画、供給の実施に関する計画の樹立、安定的な流通ルートの確立、緊急時における適切な措置を定めて、本制度を事態に即応して再編整備しようとするものであります。このような改正により、需要動向に即応した国民に対する米の安定供給が実現され、この重要な制度の維持、再生が図られることを確信するものであります。これをもちて賛成の討論といたします。(拍手)

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、食糧管理法の一部を改正する法律案に対し反対討論を行います。

食糧法の今日まで果たしてきた役割りについては、穀物自給率が三三％にも低下しているもとで、米だけは完全自給を達成し得たこと、また、さきの狂乱物価や昨年の大冷害のもとでも、主食用の米については、買い占めや異常な暴騰に遭わなかったことから明らかです。またこのことは、戦後国民の要求運動の中で、米の政府全量管理、二重米価制など、民主的な機能が形成され、基本的に維持されてきたからでございます。

ところが政府は、米過剰を口実に、法解釈を曲げて、自主流通米制度の導入、買い入れ制限の強化、さらに、生産者米価抑制と消費者米価の連続的値上げなど、食糧制度のなほ崩壊的な改悪を進めてきました。特に私の質問でも明らかにしましたが、米減反押しつけのことでなっている買い入れ制限が、農家経済に大きな打撃を与え、米の生産、流通、価格にわたる国の管理責任をさらに後退させるものと言わざるを得ません。

これが本改正案に反対する第一の理由でございます。

本改正案は、こうした食糧制度のなほ崩壊的な改悪を法文上明記し、合法化することによって、食糧制度の民主的機能を一層弱体化させ、米の生産、流通、価格にわたる国の管理責任をさらに後退させるものと言わざるを得ません。

反対の第二の理由は、今後の政府の運用いかんによつては、日経調など財界が主張する米の部分管理、そして大手商社など、大資本の米商品への介入を促進する結果につながりかねない規定が盛り込まれていることです。

その一つは、農水大臣が定める基本計画です。需給調整を図ること、食糧法が米減反押しつけの根拠法的性格を持つことになること。また、用途別、品質別需給の強調が、四、五類米の特別自主流通米の拡大とも相まって、政府買い入れ価格における再生産の確保を旨として定めるといふ、食糧法の規定に反する品質別価格差の拡大や、用途別価格差の導入につながりかねません。二つは、米の売り渡しにおける入札方式の導入

であります。この入札方式を主食用にも適用されることになれば、消費者にとつて、うまい米はますます高くなり、反対に、いわゆるまずい米は、生産者米価抑制の手段に使われることになり、また、政府は、私の質問に対し、当面、主食用は対象としないとしておりますが、判断は農林水産大臣にゆだねられており、法律の保証は何らございません。

三つは、米の流通問題です。政府は、集荷業者や販売業者を特定し、不正規米流通の防止にも役立つと説明しておりますが、その具体的な基準は何ら示されていません。許可要件などの運用によつては、反対に不正規流通を事実上追認し、しかも商業活動の活性化の名のもとに、かつての九紅事件のような大手商社や大企業の米投機への道を開き、零細業者の切り捨てにもつながりかねません。

政府は、軍備拡大と大企業奉仕のための財政再建を口実に、食糧財政や転作奨励金の圧縮を盛んに主張しています。今回の食糧法改正案は、そうした食糧合理化路線に沿って、米に対する国の管理責任の後退、そして農業全体に対する保護政策の一層の後退を意味するものであり、断じて容認できません。

私は、日本農業の発展と国民生活の安定に反する本改正案に強く反対することを重ねて表明いたします。討論を終わります。

○委員長(井上吉夫君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

食糧管理法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(井上吉夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、鈴木正一君から発言を求められておりますので、これを許します。鈴木正一君。

○鈴木正一君 私は、ただいま可決されました食

糧管理法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び第二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

食糧管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、食糧管理制度が国民食糧を確保し、国民経済の安定を図る上で重要な役割を担っている実情にかんがみ、今後とも全量管理を基本とした制度の根幹を堅持するとともに、次の事項について万全を期すべきである。

一、食糧・農業政策の遂行に当たっては、第九十一回国会における「食糧自給力強化に関する決議」の趣旨をふまえ、需要の動向に即応した国内生産の拡大を基本とし、食糧安全保障体制の確立を旨としてその強力な展開を図るとともに、食糧輸入政策はこれに即して適正に運用すること。

二、米穀の管理に関する基本計画の策定に当たっては、米穀の生産、流通、消費の各方面にわたる関係者の意向が十分に反映されるよう適切な措置を講ずること。

また、基本計画及び供給計画における米穀の需給見通しについては、それによつて米の生産調整を強制することとならないよう定めるとともに、品質別数量の見通しを定めるに当たっては、米生産の地域特性を十分に配慮すること。

三、自主流通米の数量については、本制度の基本である政府の全量管理の実効性を阻害しないよう適正な水準を維持すること。

なお、予約限度超過米の集荷、流通の適正化を図ること。

四、米穀の政府買入価格の決定に当たっては、従来どおり法の定めるところにより、米穀の再生産を確保することを旨として定めるとともに、標準売渡価格については、同様に消費

者の家計の安定を図ることを旨として定めること。

五、縁故米及び贈答米に名を借りた不正規流通を発生させないよう適正な措置を講ずるとともに、いかなる米の不正規流通をも厳正に取り締まること。

六、集荷業者の指定、販売業者の許可制度の運用に当たっては、これらの特定された流通業者による効率的かつ活発な活動が期待されるよう配慮すること。

また、集荷区域、販売段階における新規参入の導入等の検討に当たっては、競争条件を整備するとともに、既存業者の営業実態に十分配慮する等慎重に行うこと。

七、米穀の消費拡大施策を一層拡充・強化すること。特に、米飯学校給食については、将来の米の消費にもつながることであり、その普及、充実に努めるとともに、純米酒の推進、新規用途の開発普及等の施策を強力に推進すること。

八、緊急時における配給制度の発動に当たっては、生産者の理解と協力を前提とし、自主性を尊重しつつ、その円滑かつ機動的な運用を期すること。

九、米穀の備蓄については、基本計画において明らかにするとともに、国民食糧の安定供給に万全を期するため、備蓄方式の見直しを行うほか、その目的を十分に達成し得る適正数量を確保すること。

十、水田の高い生産力を維持しつつ飼料自給力の向上を図るため、国及び地方公共団体による飼料用稲の試験研究を積極的に推進し、その実用化に努めるとともに、民間における試験栽培については、それが円滑に行えるよう施策の充実を期すること。

右決議する。

○委員長(井上吉夫君) ただいま鈴木正一君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(井上吉夫君) 全会一致と認めます。よって、鈴木正一君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、亀岡農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。亀岡農林水産大臣。

○國務大臣(亀岡高夫君) ただいまの附帯決議につきましても、決議の御趣旨を尊重いたしましたので、十分検討の上、善処するよう努めてまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(井上吉夫君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上吉夫君) これより請願の審査を行います。

第四号農林年金制度の改善に関する請願外六十件を議題といたします。

これらの請願につきましても、理事会において協議いたしました結果、第一七二号学校給食用牛乳供給事業に関する請願外八件は議院の会議に付するを要するものにして内閣に送付するを要するものとし、第四号農林年金制度の改善に関する請願外五十一件は保留することに意見が一致いたしました。

つきましては、理事会協議のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上吉夫君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

農林水産政策に関する調査につきましても、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましてもは委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上吉夫君) 委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

閉会中、農林水産政策に関する調査のため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認めます。つきましては、派遣委員、派遣地、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(井上吉夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後五時十九分散会

〔参照〕

農林水産委員会付託請願中採択一覧表(九件)

第一七二号 学校給食用牛乳供給事業に関する請願

第一七三号 米の消費拡大対策強化に関する請願

第一八三号 農業改良普及事業の縮減反対に関する請願

第一八四号 さけ・ます増殖事業の拡充強化に関する請願

第五八三号、第六一七号 蚕糸業の振興に関する請願

第一八九号 昭和五十六年度畜産物政策価格並びに畜産経営の安定強化に関する請願

第一八七〇号 林業の振興と木材の国内自給体制の確立に関する請願

第二一九三号 木材関連産業の不況対策に関する請願

六月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林年金制度の改善に関する請願(第五三八二号)

第五三八二号 昭和五十六年五月三十日受理

農林年金制度の改善に関する請願

請願者 新潟県糸魚川市西谷内一四一大 越美恵子外六十九名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

昭和五十六年六月二十四日印刷

昭和五十六年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局